

改正 令和2年3月31日 原規総発第2003311号 原子力規制委員会決定

令和2年3月31日

原子力規制委員会

原子力規制委員会行政文書管理要領の一部改正について

原子力規制委員会行政文書管理要領（原規総発第120919005号）の一部を、別表により改正する。

附 則

- 1 この規程は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第15号。以下「法」という。）第3条の規定の施行の日（令和2年4月1日）から施行する。
- 2 法附則第7条第1項の規定により、法の施行の際現に工事に着手されている施設（溶接をした施設であって輸入されるものにあつては法の施行の際現に輸入されているものの溶接、輸入される燃料体にあつては法の施行の際現に輸入されているもの）に係る、法第3条の規定による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第16条の3第1項、第16条の4第1項若しくは第4項、第28条第1項、第28条の2第1項若しくは第4項、第43条の3の11第1項、第43条の3の12第1項若しくは第4項、第43条の9第1項、第43条の10第1項若しくは第4項、第46条第1項、第46条の2第1項若しくは第4項、第51条の8第1項、第51条の9第1項若しくは第4項、第55条の2第1項又は第55条の3第1項の規定による検査に係る専決事項については、なお従前の例による。ただし、専決者が長官であるものは、原子力規制部長とし、原子力規制委員会への報告は、不要とする。

改 正 後	改 正 前
<p>第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要領における用語の定義は、規則第2条に定めるところによるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) この要領において「総括課」とは、次に掲げる課等をいう。</p> <p>① 長官官房の課等のうち総務課、人事課、会計部門、<u>法務部門</u>、技術基盤グループ技術基盤課及び放射線防護グループ放射線防護企画課</p> <p>②・③ (略)</p> <p>(帳簿等)</p> <p>第3条 次の各号に掲げる課等に当該各号に掲げる帳簿等を備え、文書管理担当者がこれを管理するものとする。</p> <p>(1) 長官官房総務課（以下「総務課」という。）</p> <p>イ～ト (略)</p> <p>チ <u>開示請求受付管理簿（様式第7）</u></p> <p>リ <u>情報公開不服申立受付簿（様式第8）</u></p> <p>(2) 長官官房会計部門</p> <p>イ <u>書留郵便物等受理簿（様式第9）</u></p> <p>(削る)</p> <p><u>(3)総括課</u></p> <p>イ・ロ (略)</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要領における用語の定義は、規則第2条に定めるところによるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) この要領において「総括課」とは、次に掲げる課等をいう。</p> <p>① 長官官房の課等のうち総務課、人事課、会計部門、<u>法規部門</u>、技術基盤グループ技術基盤課及び放射線防護グループ放射線防護企画課</p> <p>②・③ (略)</p> <p>(帳簿等)</p> <p>第3条 次の各号に掲げる課等に当該各号に掲げる帳簿等を備え、文書管理担当者がこれを管理するものとする。</p> <p>(1) 長官官房総務課（以下「総務課」という。）</p> <p>イ～ト (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(2) 長官官房会計部門</p> <p>イ <u>書留郵便物等受理簿（様式第7）</u></p> <p><u>(3)長官官房法規部門</u></p> <p>イ <u>開示請求受付管理簿（様式第8）</u></p> <p>ロ <u>情報公開不服申立受付簿（様式第9）</u></p> <p><u>(4)総括課</u></p> <p>イ・ロ (略)</p>

(4)課等

イ～ホ (略)

2・3 (略)

第4条～第22条 (略)

(決裁を受ける範囲)

第23条 決裁を受ける範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)～(3) (略)

(4) 第1号に掲げる課等の長の職名で施行を要する決裁文書のうち、原子力規制委員会における法令適用事前確認手続に関する細則（原規総発第120919027号）第4条に基づく回答又は回答ができない旨の通知については、長官官房総務課長まで

(5) (略)

第24条～第31条 (略)

(公印及び契印の省略)

第32条 (略)

2 (略)

3 前条第1項の規定にかかわらず、海外の国、地域又は国際機関等へ発送する施行文書のうち当該文書の発行名義人が認めるものについては、公印の押印に代えて公印に係る組織の長の自筆による署名をすることができる。

(閣議提出文書その他の環境大臣の名義で施行を要する決裁文書)

第33条 閣議提出文書その他の環境大臣の名義で施行を要する決裁文書（以下「閣議提出文書等」という。）について、第21条の規定に基づき委員会決裁を受け又は第22条の規定に基づき委員長の決裁を受けた場合には、主管課

(5)課等

イ～ホ (略)

2・3 (略)

第4条～第22条 (略)

(決裁を受ける範囲)

第23条 決裁を受ける範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)～(3) (略)

(4) 第1号に掲げる課等の長の職名で施行を要する決裁文書のうち、原子力規制委員会における法令適用事前確認手続に関する細則（原規総発第120919027号）第4条に基づく回答又は回答ができない旨の通知については、長官官房参事宜まで

(5) (略)

第24条～第31条 (略)

(公印及び契印の省略)

第32条 (略)

2 (略)

(新設)

(閣議提出文書その他の環境大臣の名義で施行を要する決裁文書)

第33条 閣議提出文書その他の環境大臣の名義で施行を要する決裁文書（以下「閣議提出文書等」という。）について、第21条の規定に基づき委員会決裁を受け又は第22条の規定に基づき委員長の決裁を受けた場合には、主管

等は閣議提出文書等を大臣官房総務課に送付し、環境省行政文書管理要領（平成23年環境省訓令第4号）に準じ、大臣まで決裁を受け、施行を行うものとする。なお、閣議提出文書については、大臣官房総務課において、必要な事項の登録等を行い、閣議に提出するものとする。

第34条～第46条（略）

別表第1

部 等 名	文 書 記 号
原子力規制委員会 長官官房総務課	原 規 総
長官官房人事課	原 規 人
長官官房会計部門	原 規 会
長官官房法務部門	原 規 法
技術基盤グループ	原 規 技
放射線防護グループ	原 規 放
原子力規制部	原 規 規
原子力安全人材育成センター	原 規 セ

別表第2（共通事項）

（1）一般共通事項

事項番号	専決事項	専決者	合議者
1～9	(略)	(略)	(略)
10	不服申立てに関する <u>こと</u> （裁決又は決定に関する <u>こと</u> を除く。）。	主管課等の長	参事官（ <u>法務担当</u> ）
11	公示（規範の定立に係るものを除く。）に関する <u>こと</u> 。	主管部等の長（原子力規制部） にあって	<u>法令審査室長</u> 広報室長

課等は閣議提出文書等を大臣官房総務課に送付し、環境省行政文書管理要領（環境省訓令第4号）に準じ、大臣まで決裁を受け、施行を行うものとする。なお、閣議提出文書については、大臣官房総務課において、必要な事項の登録等を行い、閣議に提出するものとする。

第34条～第46条（略）

別表第1

部 等 名	文 書 記 号
原子力規制委員会 長官官房総務課	原 規 総
長官官房人事課	原 規 人
長官官房参事官（ <u>会計担当</u> ）付	原 規 会
長官官房参事官（ <u>法規担当</u> ）付	原 規 法
技術基盤グループ	原 規 技
放射線防護グループ	原 規 放
原子力規制部	原 規 規
原子力安全人材育成センター	原 規 セ

別表第2（共通事項）

（1）一般共通事項

事項番号	専決事項	専決者	合議者
1～9	(略)	(略)	(略)
10	不服申立てに関する <u>こと</u> （裁決又は決定に関する <u>こと</u> （ <u>前号に掲げるものを除く。</u> ）を除く。）。	主管課等の長	参事官（ <u>法規担当</u> ）
11	公示（規範の定立に係るものを除く。）に関する <u>こと</u> 。	主管部等の長（原子力規制部） にあって	<u>参事官（法規担当）</u> 広報室長

		は、原子力 規制部長)	
12	訴訟に関する事務で軽易なものに関する こと。	主管課等 の長	参事官 (法務担当)
13～26	(略)	(略)	(略)
27	原子力検査官及び原子力防災専門官 に対する旅行命令に関すること。	人事課長	参事官 (会計担当)
28～31	(略)	(略)	(略)

		は、原子力 規制部長)	
12	訴訟に関する事務で軽易なものに関する こと。	主管課等 の長	法務調査室長
13～26	(略)	(略)	(略)
27	原子力保安検査官及び原子力防災専門 官に対する旅行命令に関するこ と。	総務課長	参事官 (会計担当)
28～31	(略)	(略)	(略)

(2) 共通の法令事務

事項 番号	専決事項	専決者	合議者
1	(略)	(略)	(略)
2	情報公開法第9条の規定による開示 等の決定及びその旨等の通知に関す ることのうち、過去に類例がある等 軽易なものに関すること。	主管課等 の長	法令審査室長
3～19	(略)	(略)	(略)
20	行政機関個人情報保護法第18条の 規定による開示等の決定及びその旨 等の通知に関することのうち、過去 に類例がある等軽易なものに関する こと。	主管課等 の長	法令審査室長
21～46	(略)	(略)	(略)
47	行政機関個人情報保護法第44条の 4の規定による行政機関非識別加工 情報をその用に供して行う事業に関 する提案の募集の公示に関するこ と。	主管課等 の長	法令審査室長
48～54	(略)	(略)	(略)

別表第3 (原子力規制法令)

(2) 共通の法令事務

事項 番号	専決事項	専決者	合議者
1	(略)	(略)	(略)
2	情報公開法第9条の規定による開示 等の決定及びその旨等の通知に関す ることのうち、過去に類例がある等 軽易なものに関すること。	主管課等 の長	参事官 (法規担当)
3～19	(略)	(略)	(略)
20	行政機関個人情報保護法第18条の 規定による開示等の決定及びその旨 等の通知に関することのうち、過去 に類例がある等軽易なものに関する こと。	主管課等 の長	参事官 (法規担当)
21～46	(略)	(略)	(略)
47	行政機関個人情報保護法第44条の 4の規定による行政機関非識別加工 情報をその用に供して行う事業に関 する提案の募集の公示に関するこ と。	主管課等 の長	参事官 (法規担当)
48～54	(略)	(略)	(略)

別表第3 (原子力規制法令)

(1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）関係

事項番号	主管課等	専決事項	専決者	合議者	委員会への報告の要否
1	部門（原子力規制部に置かれる安全規制管理官（以下「部安全規制管理官」という。）に係るものに限る。）	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下この表において「原子炉等規制法」という。）第6条第1項の <u>製錬事業の変更の許可（重要なものを除く。）</u> に関すること。	長官		要
2	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第12条第1項の規定による <u>製錬事業者の保安規定の変更の認可（重要なものを除く。）</u> に関すること。	長官		要
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)

(1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）関係

事項番号	主管課等	専決事項	専決者	合議者	委員会への報告の要否
1	部門（原子力規制部に置かれる安全規制管理官（以下「部安全規制管理官」という。）に係るものに限る。）	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下この表において「原子炉等規制法」という。）第6条第1項の <u>精錬事業の変更の許可（重要な変更に関するものに限る。）</u> に関すること。	長官		要
2	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第12条第1項の規定による <u>保安規定の変更認可（重要な変更の認可に関するものを除く。）</u> に関すること。	長官		要
3	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第12条第5項の規定による <u>製錬事業者の保安規定の遵守状況の検査（検査の基本方針、検査項目の大幅な追加又は変更があった場合における初回の検査に係るものを除く。）</u> に関すること。	主管課等の長		否
4	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第12条第6項の規定による <u>検査を行う職員</u> の指定に関すること。	主管課等の長		否

3	部門（長官官房に置かれる安全規制管理官（以下「官房安全規制管理官」という。）に係るものに限る。）	原子炉等規制法第12条の2第1項の規定による製錬事業者の核物質防護規定の変更の認可（ <u>重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。</u> ）に関する	長官		要	5	部門（長官官房に置かれる安全規制管理官（以下「官房安全規制管理官」という。）に係るものに限る。）	原子炉等規制法第12条の2第1項の規定による製錬事業者の核物質防護規定の変更の認可（ <u>重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。</u> ）に関する	長官		要
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	6	部門（ <u>官房安全規制管理官に係るものに限る。</u> ）	原子炉等規制法第12条の2第5項の規定による製錬事業者の核物質防護規定の遵守状況の検査（ <u>検査項目の大幅な追加又は変更があった場合における初回の検査に係るものを除く。</u> ）に関する	主管課等の長		否
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	7	部門（ <u>官房安全規制管理官に係るものに限る。</u> ）	原子炉等規制法第12条の2第6項の規定による検査を行う職員の指定に関する	主管課等の長		否
4	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第12条の6第3項の規定による製錬事業者の廃止措置計画の変更の認可（ <u>重要なものを除く。</u> ）に関する	長官		要	8	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第12条の6第3項の規定による廃止措置計画の変更の認可（ <u>重要な変更の認可に関するものを除く。</u> ）に関する	長官		要
5	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第12条の6第8項の規定による製錬事業者の廃止措置の終了の確認に関する	長官		要	9	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第12条の6第8項の規定による廃止措置の終了の確認に関する	長官		要

6	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第12条の7第4項の規定による旧製錬事業者等の廃止措置計画の変更の認可（ <u>重要なものを除く。</u> ）に関すること。	長官		要	10	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第12条の7第4項の規定による旧製錬事業者等の廃止措置計画の変更の認可（ <u>重要な変更の認可に関するものを除く。</u> ）に関すること。	長官		要
7	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第12条の7第9項の規定による旧製錬事業者等の廃止措置の <u>終了の確認</u> に関すること。	長官		要	11	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第12条の7第9項の規定による旧製錬事業者等の廃止措置の <u>終了確認</u> に関すること。	長官		要
8	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第16条第1項の規定による加工事業の変更の許可（ <u>重要なものを除く。</u> ）に関すること。	長官		要	12	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第16条第1項の規定による加工事業の変更の許可（ <u>重要な変更に関するものを除く。</u> ）に関すること。	長官		要
9	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第16条の2第1項の規定による加工施設の設計及び工事の <u>計画</u> の認可（加工の方法若しくは処理する核燃料物質の種類の変更、最大処理能力の増加又は <u>不認可</u> に係るものを除く。）に関すること。	原子力規制部長		否	13	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第16条の2第1項の規定による加工施設の設計及び工事の <u>方法</u> の認可（加工の方法若しくは処理する核燃料物質の種類の変更、最大処理能力の増加又は <u>不認可処分</u> に係るものを除く。）に関すること。	原子力規制部長		否
10	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第16条の2第2項の規定による加工施設の設計及び工事の <u>計画</u> の変更の認可（加工の方法若しくは処理する核燃料物質の種類の変更、最大処理能力の増加又は <u>不認可</u> に係るものを除く。）に関すること。	原子力規制部長		否	14	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第16条の2第2項の規定による加工施設の設計及び工事の <u>方法</u> の変更の認可（加工の方法若しくは処理する核燃料物質の種類の変更、最大処理能力の増加又は <u>不認可処分</u> に係るものを除く。）に関すること。	原子力規制部長		否

11	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第16条の3第3項の規定による加工施設の使用前事業者検査に関する確認（加工の方法若しくは処理する核燃料物質の種類の変更又は最大処理能力の増加に係るものを除く。）に関する事	原子力規制部長		否	15	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第16条の3第1項の規定による加工施設の使用前検査（加工の方法若しくは処理する核燃料物質の種類の変更、最大処理能力の増加又は不合格処分に係るものを除く。）に関する事	原子力規制部長		否
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	16	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第16条の4第1項の規定による加工施設の溶接検査（不合格処分に係るものを除く。）に関する事	原子力規制部長		否
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	17	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第16条の4第2項の規定による加工施設の溶接の方法の認可（不認可に係るものを除く。）に関する事	原子力規制部長		否
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	18	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第16条の4第4項の規定による加工施設の輸入品の溶接検査（不合格処分に係るものを除く。）に関する事	原子力規制部長		否
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	19	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第16条の5第1項の規定による施設定期検査（加工施設の新設、加工の方法若しくは処理する核燃料物質の種類の変更又は最大処理能力の増加した場合における初回の検査に係るものを除く。）に関する事	原子力規制部長		否

<u>12</u>	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第22条第1項の規定による加工事業者の保安規定の変更の認可（重要なものを除く。）に関する <u>こと</u> 。	長官		要	<u>20</u>	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第22条第1項の規定による保安規定の変更認可（重要な変更の認可に関するものを除く。）に関する <u>こと</u> 。	長官		要
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	<u>21</u>	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第22条第5項の規定による加工事業者の保安規定の遵守状況の検査（検査の基本方針、検査項目の大幅な追加又は変更があった場合における初回の検査に係るものを除く。）に関する <u>こと</u> 。	主管課等の長		否
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	<u>22</u>	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第22条第6項において準用する第12条第6項の規定による検査を行う職員の指定に関する <u>こと</u> 。	主管課等の長		否
<u>13～ 16</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>23～ 26</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>17</u>	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第22条の6第1項の規定による加工事業者の核物質防護規定の変更の認可（重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。）に関する <u>こと</u> 。	長官		要	<u>27</u>	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第22条の6第1項の規定による加工事業者の核物質防護規定の変更の認可（重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。）に関する <u>こと</u> 。	長官		要

(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	28	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第22条の6第2項において準用する第12条の2第5項の規定による核物質防護規定の遵守状況の検査（検査項目の大幅な追加又は変更があった場合における初回の検査に係るものを除く。）に関する <u>こと。</u>	主管課等の長		否
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	29	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第22条の6第2項において準用する第12条の2第6項の規定による検査を行う職員の指定に関する <u>こと。</u>	主管課等の長		否
18	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第22条の8第3項において読み替えて準用する第12条の6第3項の規定による加工事業者の廃止措置計画の変更の認可（ <u>重要なものを除く。</u> ）に関する <u>こと。</u>	長官			要	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第22条の8第3項において準用する第12条の6第3項の規定による廃止措置計画の変更の認可（ <u>重要な変更の認可に関するものを除く。</u> ）に関する <u>こと。</u>	長官		要
19	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第22条の8第3項において準用する第12条の6第8項の規定による加工事業者の廃止措置の終了の <u>確認</u> に関する <u>こと。</u>	長官			要	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第22条の8第3項において準用する第12条の6第8項の規定による廃止措置の終了確認に関する <u>こと。</u>	長官		要
20	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第22条の9第5項において読み替えて準用する第12条の7第4項の規定による旧加工事業者等の廃止措置計画の変更の認可（ <u>重要なものを除く。</u> ）に関する <u>こと。</u>	長官			要	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第22条の9第5項において準用する第12条の7第4項の規定による旧加工事業者等の廃止措置計画の変更の認可（ <u>重要な変更の認可に関するものを除く。</u> ）に関する <u>こと。</u>	長官		要

21	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第22条の9第5項において読み替えて準用する第12条の7第9項の規定による旧加工事業者等の廃止措置の終了の確認に関すること。	長官		要	33	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第22条の9第5項において準用する第12条の7第9項の規定による旧加工事業者等の廃止措置の終了確認に関すること。	長官		要
22	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第26条第1項の規定による変更の許可（重要なものを除く。）に関すること。	長官		要	34	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第26条第1項の規定による変更の許可（重要な変更に係るものを除く。）に関すること。	長官		要
23	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第26条第4項において準用する第24条第2項の規定による原子力委員会の意見聴取（重要なものを除く。）に関すること。	長官		要	35	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第26条第4項において準用する第24条第2項の規定による原子力委員会の意見聴取（重要な変更に係るものを除く。）に関すること。	長官		要
24	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第26条の2第1項の規定による変更の許可（重要なものを除く。）に関すること。	長官		要	36	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第26条の2第1項の規定による変更の許可（重要な変更に係るものを除く。）に関すること。	長官		要
25	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第26条の2第3項において準用する第24条第2項の規定による原子力委員会の意見聴取（重要なものを除く。）に関すること。	長官		要	37	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第26条の2第3項において準用する第24条第2項の規定による原子力委員会の意見聴取（重要な変更に係るものを除く。）に関すること。	長官		要
26	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第27条第1項の規定による設計及び工事の計画の認可（原子炉の設置、型式変更、熱出力の増加、基数の増加又は不認可に係るものを除く。）に関すること。	原子力規制部長		否	38	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第27条第1項の規定による設計及び工事の方法の認可（原子炉の設置、型式変更、熱出力の増加、基数の増加又は不認可に係るものを除く。）に関すること。	原子力規制部長		否

27	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第27条第2項の規定による設計及び工事の計画の変更の認可（原子炉の設置、型式変更、熱出力の増加、基数の増加又は不認可に係るものを除く。）に関する事	原子力規制部長		否	39	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第27条第2項の規定による設計及び工事の方法の変更の認可（原子炉の設置、型式変更、熱出力の増加、基数の増加又は不認可に係るものを除く。）に関する事	原子力規制部長		否
28	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第28条第3項の規定による原子炉施設の使用前事業者検査に関する確認（原子炉の設置、型式の変更、熱出力の増加又は基数の増加に係るものを除く。）に関する事	原子力規制部長		否	40	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第28条第1項の規定による原子炉施設の使用前検査（原子炉の設置、型式の変更、熱出力の増加若しくは基数の増加に係るもの又は不合格処分に係るものを除く。）に関する事	原子力規制部長		否
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	41	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第28条の2第1項の規定による原子炉施設の溶接検査（不合格処分に係るものを除く。）に関する事	原子力規制部長		否
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	42	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第28条の2第2項の規定による原子炉施設の溶接の方法の認可（不認可に係るものを除く。）に関する事	原子力規制部長		否
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	43	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第28条の2第4項の規定による原子炉施設のうち輸入したものの溶接検査（不合格処分に係るものを除く。）に関する事	原子力規制部長		否

(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)			原子炉等規制法第29条第1項の規定による施設定期検査(原子炉の設置、型式変更、熱出力の増加、基数の増加又は設備本体の最大能力の増加をした場合の初回の検査に係るものを除く。)に関すること。	原子力規制部長		否
29	部門(部安全規制管理官に係るものに限る。)	原子炉等規制法第37条第1項の規定による試験研究用等原子炉設置者の保安規定の変更の認可(重要なものを除く。)に関すること。	長官		要		45	部門(部安全規制管理官に係るものに限る。)	原子炉等規制法第37条第1項の規定による試験研究用等原子炉設置者の保安規定の変更の認可(重要な変更の認可に関するものを除く。)に関すること。	長官	要
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)		46	部門(部安全規制管理官に係るものに限る。)	原子炉等規制法第37条第5項の規定による試験研究用等原子炉設置者の保安規定の遵守状況の検査(検査の基本方針、検査項目の大幅な追加又は変更があった場合における初回の検査に係るものを除く。)に関すること。	主管課等の長	否
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)		47	部門(部安全規制管理官に係るものに限る。)	原子炉等規制法第37条第6項において準用する第12条第6項の規定による検査を行う職員の指定に関すること。	主管課等の長	否
30～33	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		48～51	(略)	(略)	(略)	(略)

34	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の2第1項の規定による試験研究用等原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可（ <u>重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。</u> ）に関すること。	長官		要	52	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の2第1項の規定による試験研究用等原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可（ <u>重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。</u> ）に関すること。	長官		要
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	53	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の2第2項において準用する第12条の2第5項の規定による試験研究用等原子炉設置者の核物質防護規定の遵守状況の検査（ <u>検査項目の大幅な追加又は変更があった場合における初回の検査に係るものを除く。</u> ）に関すること。	主管課等の長		否
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	54	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の2第2項において準用する第12条の2第6項の規定による検査を行う職員の指定に関すること。	主管課等の長		否
35	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の3の2第3項において読み替えて準用する第12条の6第3項の規定による試験研究用等原子炉設置者の廃止措置計画の変更の認可（ <u>重要なものを除く。</u> ）に関すること。	長官		要	55	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の3の2第3項において準用する第12条の6第3項の規定による廃止措置計画の変更の認可（ <u>重要な変更の認可に関するものを除く。</u> ）に関すること。	長官		要

<u>36</u>	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の3の2第3項において準用する第12条の6第8項の規定による試験研究用等原子炉設置者の廃止措置の終了の確認に関すること。	長官		要	<u>56</u>	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の3の2第3項において準用する第12条の6第8項の規定による廃止措置の終了確認に関すること。	長官		要
<u>37</u>	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の3の3第4項において読み替えて準用する第12条の7第4項の規定による旧試験研究用等原子炉設置者等の廃止措置計画の変更の認可（重要なものを除く。）に関すること。	長官		要	<u>57</u>	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の3の3第4項において準用する第12条の7第4項の規定による旧試験研究用等原子炉設置者等の廃止措置計画の変更の認可（重要な変更の認可に関するものを除く。）に関すること。	長官		要
<u>38</u>	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の3の3第4項において読み替えて準用する第12条の7第9項の規定による旧試験研究用等原子炉設置者等の廃止措置の終了の確認に関すること。	長官		要	<u>58</u>	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の3の3第4項において準用する第12条の7第9項の規定による旧試験研究用等原子炉設置者等の廃止措置の終了確認に関すること。	長官		要
<u>39</u>	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の3の8第1項の規定による変更の許可（重要なものを除く。）に関すること。	長官		要	<u>59</u>	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の3の8第1項の規定による変更の許可（重要な変更に係るものを除く。）に関すること。	長官		要
<u>40</u>	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の3の8第2項において準用する第43条の3の6第3項の規定による原子力委員会の意見聴取（重要なものを除く。）に関すること。	長官		要	<u>60</u>	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の3の8第2項において準用する第43条の3の6第3項の規定による原子力委員会の意見聴取（重要な変更に係るものを除く。）に関すること。	長官		要
<u>41・ 42</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>61・ 62</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

43	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の3の9第1項の規定による <u>設計及び工事の計画の認可</u> （重要なものを除く。）に関すること。	原子力規制部長		否	63	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の3の9第1項の規定による <u>工事計画の認可</u> （重要なものを除く。）に関すること。	原子力規制部長		否
44	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の3の9第2項の規定による <u>設計及び工事の計画の変更の認可</u> （ <u>重要なものを除く。</u> ）に関すること。	原子力規制部長		否	64	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の3の9第2項の規定による <u>工事計画の変更の認可</u> （ <u>重要な変更に係るものを除く。</u> ）に関すること。	原子力規制部長		否
45	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	65	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
46	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の3の10第5項の規定による <u>設計及び工事の計画の審査の延長</u> に関すること。	主管課等の長		否	66	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の3の10第5項の規定による <u>工事計画の審査の延長</u> に関すること。	主管課等の長		否
47	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の3の11第3項の規定による <u>使用前事業者検査に関する確認</u> （ <u>発電用原子炉の設置、発電用原子炉の基数の増加の工事、原子炉本体の炉型式の変更又は熱出力の増加に係るものを除く。</u> ）に関すること。	原子力規制部長		否	67	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の3の11第1項の規定による <u>使用前検査</u> （ <u>原子力発電所の設置、原子力発電所の発電設備の設置、原子炉本体の炉型式の変更若しくは熱出力の増加に係るもの又は不合格処分に係るものを除く。</u> ）に関すること。	原子力規制部長		否
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	68	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の3の12第1項の規定による <u>燃料体検査</u> （ <u>新しい燃料の種類的设计に従って加工した場合における初回の検査に係るもの又は不合格処分に係るものを除く。</u> ）に関すること。	原子力規制部長		否
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	69	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の3の12第2項の規定による <u>燃料体の設計の認可</u> （ <u>重要なものを除く。</u> ）に関すること。	原子力規制部長		否

(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	70	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の3の12第4項の規定による輸入燃料体検査（新しい燃料の種類的设计に従って加工した場合における初回の検査に係るもの又は不合格処分に係るものを除く。）に関する事	原子力規制部長		否
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	71	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の3の13第3項の規定による溶接安全管理審査に関する事	原子力規制部長		否
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	72	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の3の13第5項の規定による溶接安全管理審査の評定に関する事	長官		要
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	73	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の3の13第6項の規定による評定の結果の通知に関する事	主管課等の長		否
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	74	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の3の15の規定による施設定期検査（発電用原子炉施設の設置、発電用原子炉施設の発電設備の設置、原子炉本体の炉型式の変更又は熱出力の増加をした場合における初回の検査に係るものを除く。）に関する事	原子力規制部長		否
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	75	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の3の16第4項の規定による定期安全管理審査に関する事	原子力規制部長		否

(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	76	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の3の16第6項において準用する第43条の3の13第5項の規定による定期安全管理審査の評定に関する <u>こと。</u>	長官		要
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	77	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の3の16第6項において準用する第43条の3の13第6項の規定による評定の結果の <u>通知に関すること。</u>	主管課等の長		否
48	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の3の24第1項の規定による発電用原子炉設置者の保安規定の変更の認可（ <u>重要なものを除く。</u> ）に関する <u>こと。</u>	長官		要	78	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の3の24第1項の規定による発電用原子炉設置者の保安規定の変更の認可（ <u>重要な変更の認可に関するものを除く。</u> ）に関する <u>こと。</u>	長官		要
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	79	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の3の24第5項の規定による発電用原子炉設置者の保安規定の遵守状況の検査（検査の基本方針、検査項目の大幅な追加又は変更があった場合における初回の検査に係るものを除く。）に関する <u>こと。</u>	主管課等の長		否
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	80	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の3の24第6項において準用する第12条第6項の規定による検査を行う職員の指定に関する <u>こと。</u>	主管課等の長		否

49	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可（ <u>重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。</u> ）に関する事。	長官		要	81	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可（ <u>重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。</u> ）に関する事。	長官		要
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	82	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の3の27第2項において準用する第12条の2第5項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の遵守状況の検査（ <u>検査項目の大幅な追加又は変更があった場合における初回の検査に係るものを除く。</u> ）に関する事。	主管課等の長		否
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	83	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の3の27第2項において準用する第12条の2第6項の規定による検査を行う職員の指定に関する事。	主管課等の長		否
50～52	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	84～86	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
53	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の3の31第4項の規定による型式の指定に係る特定機器を使用することができる範囲の限定又は条件の付与に関する事。	長官		要	87	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の3の31第4項の規定による型式の指定に係る特定機器を使用することができる範囲の限定又は条件の付与に関する事。	長官		要

54	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の3の34第3項において読み替えて準用する第12条の6第3項の規定による発電用原子炉設置者の廃止措置計画の変更の認可（重要なものを除く。）に関する事	長官		要	88	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の3の33第3項において準用する第12条の6第3項の規定による廃止措置計画の変更の認可（重要な変更の認可に関するものを除く。）に関する事	長官		要
55	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の3の34第3項において準用する第12条の6第8項の規定による発電用原子炉設置者の廃止措置の終了の確認に関する事	長官		要	89	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の3の33第3項において準用する第12条の6第8項の規定による廃止措置の終了の確認に関する事	長官		要
56	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の3の35第4項において読み替えて準用する第12条の7第4項の規定による旧発電用原子炉設置者等の廃止措置計画の変更の認可（重要なものを除く。）に関する事	長官		要	90	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の3の34第4項において準用する第12条の7第4項の規定による旧発電用原子炉設置者等の廃止措置計画の変更の認可（重要な変更の認可に関するものを除く。）に関する事	長官		要
57	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の3の35第4項において読み替えて準用する第12条の7第9項の規定による旧発電用原子炉設置者等の廃止措置の終了の確認に関する事	長官		要	91	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の3の34第4項において準用する第12条の7第9項の規定による旧発電用原子炉設置者等の廃止措置の終了の確認に関する事	長官		要
58	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の7第1項の規定による変更の許可（重要なものを除く。）に関する事	長官		要	92	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の7第1項の規定による変更の許可（重要な変更に係るものを除く。）に関する事	長官		要

59	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の7第3項において準用する第43条の5第3項の規定による原子力委員会の意見聴取（ <u>重要なものを除く。</u> ）に関する事	長官		要	93	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の7第3項において準用する第43条の5の規定による原子力委員会の意見聴取（ <u>重要な変更に係るものを除く。</u> ）に関する事	長官		要
60	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の8第1項の規定による設計及び工事の <u>計画</u> の認可（使用済燃料貯蔵施設の最大能力の増加等のうち重要な設備に係るもの又は <u>不認可</u> に係るものを除く。）に関する事	原子力規制部長		否	94	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の8第1項の規定による設計及び工事の <u>方法</u> の認可（使用済燃料貯蔵施設の最大能力の増加等のうち重要な設備に係るもの又は <u>不認可処分</u> に係るものを除く。）に関する事	原子力規制部長		否
61	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の8第2項の規定による設計及び工事の <u>計画</u> の変更の認可（使用済燃料貯蔵施設の最大能力の増加等のうち重要な設備に係るもの又は <u>不認可</u> に係るものを除く。）に関する事	原子力規制部長		否	95	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の8第2項の規定による設計及び工事の <u>方法</u> の変更の認可（使用済燃料貯蔵施設の最大能力の増加等のうち重要な設備に係るもの又は <u>不認可処分</u> に係るものを除く。）に関する事	原子力規制部長		否
62	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の9第3項の規定による <u>使用前事業者検査</u> に関する確認（使用済燃料貯蔵施設の最大能力の増加等の重要な工事をした場合における初回の検査に係るものを除く。）に関する事	原子力規制部長		否	96	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の9第1項の規定による <u>使用前検査</u> （使用済燃料貯蔵施設の最大能力の増加等の重要な工事をした場合における初回の検査に係るもの又は <u>不合格処分</u> に係るものを除く。）に関する事	原子力規制部長		否
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	97	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の10第1項の規定による使用済燃料貯蔵施設の溶接検査（ <u>不合格処分</u> に係るものを除く。）に関する事	原子力規制部長		否

(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	98	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の10第2項の規定による使用済燃料貯蔵施設の溶接の方法の認可（不認可に係るものを除く。）に関する <u>こと。</u>	原子力規制部長		否
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	99	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の10第4項の規定による使用済燃料貯蔵施設であって輸入したものの溶接検査（不合格処分に係るものを除く。）に関する <u>こと。</u>	原子力規制部長		否
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	100	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の11第1項の規定による施設定期検査（初回の検査に係るもの又は使用済燃料貯蔵施設の最大能力の増加等の重要な工事をした場合における初回の検査に係るものを除く。）に関する <u>こと。</u>	原子力規制部長		否
63	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の20第1項の規定による使用済燃料貯蔵事業者の保安規定の変更の認可（重要なものを除く。）に関する <u>こと。</u>	長官		要	101	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の20第1項の規定による保安規定の変更の認可（重要な変更の認可に関するものを除く。）に関する <u>こと。</u>	長官		要
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	102	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の20第5項の規定による使用済燃料貯蔵施設の保安規定の遵守状況の検査（検査の基本方針、検査項目の大幅な追加又は変更があった場合における初回の検査に係るものを除く。）に関する <u>こと。</u>	主管課等の長		否

(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	103	部門（ <u>部安全規制管理官に係るものに限る。</u> ）	原子炉等規制法第43条の20第6項において準用する第12条第6項の規定による職員 <u>の指定に関すること。</u>	主管課等の長		否
64	部門（ <u>官房安全規制管理官に係るものに限る。</u> ）	原子炉等規制法第43条の25第1項の規定による使用済燃料貯蔵事業者の核物質防護規定の変更の認可（ <u>重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。</u> ）に関すること。	長官		要	104	部門（ <u>官房安全規制管理官に係るものに限る。</u> ）	原子炉等規制法第43条の25第1項の規定による使用済燃料貯蔵事業者の核物質防護規定の変更の認可（ <u>重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。</u> ）に関すること。	長官		要
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	105	部門（ <u>官房安全規制管理官に係るものに限る。</u> ）	原子炉等規制法第43条の25第2項において準用する第12条の2第5項の規定による使用済燃料貯蔵施設の核物質防護規定の遵守状況の検査（ <u>検査項目の大幅な追加又は変更があった場合における初回の検査に係るものを除く。</u> ）に関すること。	主管課等の長		否
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	106	部門（ <u>官房安全規制管理官に係るものに限る。</u> ）	原子炉等規制法第43条の25第2項において準用する第12条の2第6項の規定による検査を行う職員 <u>の指定に関すること。</u>	主管課等の長		否
65～ 68	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	107～ 110	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

69	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の27第3項において読み替えて準用する第12条の6第3項の規定による使用済燃料貯蔵事業者の廃止措置計画の変更の認可（重要なものを除く。）に関する事	長官		要	111	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の27第3項において準用する第12条の6第3項の規定による廃止措置計画の変更の認可（重要な変更の認可に関するものを除く。）に関する事	長官		要
70	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の27第3項において準用する第12条の6第8項の規定による使用済燃料貯蔵事業者の廃止措置の終了の確認に関する事	長官		要	112	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の27第3項において準用する第12条の6第8項の規定による廃止措置の終了の確認に関する事	長官		要
71	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の28第4項において読み替えて準用する第12条の7第4項の規定による旧使用済燃料貯蔵事業者等の廃止措置計画の変更の認可（重要なものを除く。）に関する事	長官		要	113	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の28第4項において準用する第12条の7第4項の規定による旧使用済燃料貯蔵事業者等の廃止措置計画の変更の認可（重要な変更の認可に関するものを除く。）に関する事	長官		要
72	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の28第4項において読み替えて準用する第12条の7第9項の規定による旧使用済燃料貯蔵事業者等の廃止措置の終了の確認に関する事	長官		要	114	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の28第4項において準用する第12条の7第9項の規定による旧使用済燃料貯蔵事業者等の廃止措置の終了の確認に関する事	長官		要
73	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第44条の4第1項の規定による再処理事業の変更の許可（重要なものを除く。）に関する事	長官		要	115	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第44条の4第1項の規定による再処理事業の変更の許可（再処理施設の建物の新設若しくは増設に係るもの又は不許可処分に係るものを除く。）に関する事	長官		要

74	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第44条の4第3項において準用する第44条の2第2項の規定による原子力委員会の意見聴取（重要なものを除く。）に関する <u>こと。</u>	長官		要	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
75	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第45条第1項の規定による再処理施設の設計及び工事の <u>計画</u> の認可（ <u>重要なものを除く。</u> ）に関する <u>こと。</u>	原子力規制部長		否	116	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第45条第1項の規定による再処理施設の設計及び工事の <u>方法</u> の認可（ <u>再処理施設の建物の新設若しくは増設に係るもの又は不合格処分に係るものを除く。</u> ）に関する <u>こと。</u>	原子力規制部長		否
76	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第45条第2項の規定による再処理施設の設計及び工事の <u>計画</u> の <u>変更</u> の認可（ <u>重要なものを除く。</u> ）に関する <u>こと。</u>	原子力規制部長		否	117	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第45条第2項の規定による再処理施設の設計及び工事の <u>方法</u> の <u>変更</u> の認可（ <u>再処理施設の建物の新設若しくは増設に係るもの又は不合格処分に係るものを除く。</u> ）に関する <u>こと。</u>	原子力規制部長		否
77	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第46条第3項の規定による再処理施設の <u>使用前事業者検査</u> に関する <u>確認</u> （ <u>再処理施設の<u>新設</u>又は<u>増設</u>に係るものを除く。</u> ）に関する <u>こと。</u>	原子力規制部長		否	118	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第46条第1項の規定による再処理施設の <u>使用前検査</u> （ <u>再処理施設の建物の新設若しくは増設に係るもの又は不合格処分に係るものを除く。</u> ）に関する <u>こと。</u>	原子力規制部長		否
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	119	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第46条の2第1項の規定による再処理施設の <u>溶接検査</u> （ <u>不合格処分に係るものを除く。</u> ）に関する <u>こと。</u>	原子力規制部長		否

(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	120	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第46条の2第2項の規定による再処理施設の溶接の方法の認可（不認可に係るものを除く。）に関する <u>こと。</u>	原子力規制部長		否
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	121	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第46条の2第4項の規定による再処理施設の輸入品の溶接検査（不合格処分に係るものを除く。）に関する <u>こと。</u>	原子力規制部長		否
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	122	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第46条の2の3第1項の規定による再処理施設の施設定期検査（再処理施設の建物を新設若しくは増設した場合における初回の検査に係るものを除く。）に関する <u>こと。</u>	原子力規制部長		否
78	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第50条第1項の規定による再処理事業者の保安規定の変更の認可（ <u>重要なものを除く。</u> ）に関する <u>こと。</u>	長官		要	123	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第50条第1項の規定による再処理施設の保安規定の変更の認可（ <u>重要な変更の認可に関するものを除く。</u> ）に関する <u>こと。</u>	長官		要
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	124	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第50条第5項の規定による再処理施設の保安規定の遵守状況の検査（ <u>検査の基本方針、検査項目の大幅な追加又は変更があった場合における初回の検査に係るものを除く。</u> ）に関する <u>こと。</u>	主管課等の長		否
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	125	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第50条第6項において準用する第12条第6項の規定による検査を行う職員 <u>の指定に関すること。</u>	主管課等の長		否

79	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第50条の3第1項の規定による再処理事業者の核物質防護規定の変更の認可（ <u>重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。</u> ）に関すること。	長官		要	126	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第50条の3第1項の規定による再処理事業者の核物質防護規定の変更の認可（ <u>重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。</u> ）に関すること。	長官		要
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	127	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第50条の3第2項において準用する第12条の2第5項の規定による再処理施設の核物質防護規定の遵守状況の検査（検査項目の大幅な追加又は変更があった場合における初回の検査に係るものを除く。）に関すること。	主管課等の長		否
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	128	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第50条の3第2項において準用する第12条の2第6項の規定による検査を行う職員の指定に関すること。	主管課等の長		否
80	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第50条の5第3項において読み替えて準用する第12条の6第3項の規定による再処理事業者の廃止措置計画の変更の認可（ <u>重要なものを除く。</u> ）に関すること。	長官		要	129	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第50条の5第3項において準用する第12条の6第3項の規定による廃止措置計画の変更の認可（ <u>重要な変更の認可に関するものを除く。</u> ）に関すること。	長官		要

81	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第50条の5第3項において準用する第12条の6第8項の規定による <u>再処理事業者の廃止措置の終了の確認</u> に関すること。	長官		要	130	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第50条の5第3項において準用する第12条の6第8項の規定による <u>廃止措置の終了確認</u> に関すること。	長官		要
82	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第51条第4項において読み替えて準用する第12条の7第4項の規定による旧再処理事業者等の廃止措置計画の変更の認可（ <u>重要なものを除く。</u> ）に関すること。	長官		要	131	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第51条第4項において準用する第12条の7第4項の規定による旧再処理事業者等の廃止措置計画の変更の認可（ <u>重要な変更の認可に関するものを除く。</u> ）に関すること。	長官		要
83	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第51条第4項において読み替えて準用する第12条の7第9項の規定による旧再処理事業者等の廃止措置の <u>終了の確認</u> に関すること。	長官		要	132	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第51条第4項において準用する第12条の7第9項の規定による旧再処理事業者等の廃止措置の <u>終了確認</u> に関すること。	長官		要
84	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第51条の5第1項の規定による <u>廃棄事業</u> の変更の許可（ <u>重要なものを除く。</u> ）に関すること。	長官		要	133	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第51条の5第1項の規定による <u>廃棄の事業</u> の変更の許可（ <u>重要な変更に係るものを除く。</u> ）に関すること。	長官		要
85	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	134	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
86	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第51条の7第1項の規定による設計及び工事の計画の認可（ <u>特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の最大能力の増加等のうち重要な設備に係るもの又は不認可に係るものを除く。</u> ）に関すること。	原子力規制部長		否	135	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第51条の7第1項の規定による設計及び工事の方法の認可（ <u>特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の最大能力の増加等のうち重要な設備に係るもの又は不認可処分を除く。</u> ）に関すること。	原子力規制部長		否

87	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第51条の7第2項の規定による設計及び工事の計画の変更の認可（ <u>特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の最大能力の増加等のうち重要な設備に係るもの又は不認可に係るものを除く。</u> ）に関すること。	原子力規制部長		否	136	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第51条の7第2項の規定による設計及び工事の方法の変更の認可（ <u>特定廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の最大能力の増加等のうち重要な設備に係るもの又は不認可処分を除く。</u> ）に関すること。	原子力規制部長		否
88	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第51条の8第3項の規定による <u>使用前事業者検査に関する確認</u> （ <u>特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の最大能力の増加等の重要な工事をした場合における初回の検査に係るものを除く。</u> ）に関すること。	原子力規制部長		否	137	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第51条の8第1項の規定による <u>使用前検査</u> （ <u>特定廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の最大能力の増加等の重要な工事をした場合における初回の検査に係るもの又は不合格処分を除く。</u> ）に関すること。	原子力規制部長		否
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	138	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第51条の9第1項の規定による <u>特定廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の溶接検査</u> （ <u>不合格処分に係るものを除く。</u> ）に関すること。	原子力規制部長		否
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	139	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第51条の9第2項の規定による <u>特定廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の溶接の方法の認可</u> （ <u>不認可に係るものを除く。</u> ）に関すること。	原子力規制部長		否

(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	140	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第51条の9第4項の規定による特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設 の であつて輸入したものの溶接検査（不合格処分に係るものを除く。）に関する こと。	原子力規制部長		否
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	141	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第51条の10第1項の規定による施設定期検査（初回の検査に係るもの、特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の最大能力の増加等の重要な工事をした場合の初回の検査に係るもの に係るものを除く。 ）に関する こと。	原子力規制部長		否
89	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第51条の18第1項の規定による廃棄事業者の保安規定の変更の認可（ <u>重要なものを除く。</u> ）に関する こと。	長官		要	142	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第51条の18第1項の規定による保安規定の変更の認可（ <u>重要な変更の認可に関するものを除く。</u> ）に関する こと。	長官		要
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	143	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第51条の18第5項の規定による廃棄事業者の保安規定の遵守状況の検査（検査の基本方針、検査項目の大幅な追加又は変更があった場合における初回の検査に係るものを除く。）に関する こと。	主管課等の長		否
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	144	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第51条の18第6項において準用する第12条第6項の規定による検査を行う職員の指定に関する こと。	主管課等の長		否

90	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第51条の23第1項の規定による廃棄事業者の核物質防護規定の変更の認可（ <u>重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。</u> ）に関する事	長官		要	145	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第51条の23第1項の規定による廃棄事業者の核物質防護規定の変更の認可（ <u>重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。</u> ）に関する事	長官		要
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	146	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第51条の23第2項において準用する第12条の2第5項の規定による廃棄事業者の核物質防護規定の遵守状況の検査（ <u>検査項目の大幅な追加又は変更があった場合における初回の検査に係るものを除く</u> ）に関する事	主管課等の長		否
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	147	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第51条の23第2項において準用する第12条の2第6項の規定による検査を行う職員の指定に関する事	主管課等の長		否
91	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	148	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
92	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第51条の24の2第3項において読み替えて準用する第12条の6第3項の規定による廃棄事業者の閉鎖措置計画の変更の認可（ <u>重要なものを除く。</u> ）に関する事	長官		要	149	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第51条の24の2第3項において準用する第12条の6第3項の規定による閉鎖措置計画の変更の認可（ <u>重要な変更の認可に関するものを除く。</u> ）に関する事	長官		要

93	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第51条の25第3項において読み替えて準用する第12条の6第3項の規定による廃棄事業者の廃止措置計画の変更の認可（重要なものを除く。）に関する事	長官		要	150	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第51条の25第3項において準用する第12条の6第3項の規定による廃止措置計画の変更の認可（重要な変更の認可に関するものを除く。）に関する事	長官		要
94	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第51条の25第3項において準用する第12条の6第8項の規定による廃棄事業者の廃止措置の終了の確認に関する事	長官		要	151	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第51条の25第3項において準用する第12条の6第8項の規定による廃止措置の終了の確認に関する事	長官		要
95	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第51条の26第4項において読み替えて準用する第12条の7第4項の規定による旧廃棄事業者等の廃止措置計画の変更の認可（重要なものを除く。）に関する事	長官		要	152	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第51条の26第4項において準用する第12条の7第4項の規定による旧廃棄事業者等の廃止措置計画の変更の認可（重要な変更の認可に関するものを除く。）に関する事	長官		要
96	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第51条の26第4項において読み替えて準用する第12条の7第9項の規定による旧廃棄事業者等の廃止措置の終了の確認に関する事	長官		要	153	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第51条の26第4項において準用する第12条の7第9項の規定による旧廃棄事業者等の廃止措置の終了の確認に関する事	長官		要
97	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第52条第1項の規定による核燃料物質の使用の許可（第57条第1項の規定により保安規定を定めなければならない者に係るものを除く。）に関する事	長官		要	154	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第52条第1項の規定による核燃料物質の使用の許可（原子炉等規制法第57条第1項の規定により保安規定を定めなければならない者に係るものを除く。）に関する事	長官		要

98	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第55条第1項の規定による核燃料物質の使用の変更の許可（ <u>第57条第1項の規定により保安規定を定めなければならない者に係るもの</u> のうち重要なものを除く。）に関すること。	長官		要	155	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第55条第1項の規定による核燃料物質の使用の変更の許可（ <u>原子炉等規制法第57条第1項の規定により保安規定を定めなければならない者に係る変更の許可のうち重要なものを除く。</u> ）に関すること。	長官		要
99	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第55条の2第3項の規定による <u>使用前検査に関する確認</u> （使用施設本体の最大能力の増加等の重要な工事をした場合における初回の検査に係る <u>もの</u> を除く。）に関すること。	原子力規制部長		否	156	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第55条の2第1項の規定による <u>施設検査</u> （使用施設本体の最大能力の増加等の重要な工事をした場合における初回の検査に係る <u>もの</u> 又は不合格処分に係る <u>もの</u> を除く。）に関すること。	原子力規制部長		否
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	157	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第55条の3第1項の規定による使用施設等の溶接検査（ <u>原子炉等規制法第57条第1項の規定により保安規定を定めなければならない者に対する不合格処分に係るものを除く。</u> ）に関すること。	原子力規制部長		否
100	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第55条の3第1項の規定による合併及び分割の認可（ <u>重要なものを除く。</u> ）に関すること。	長官		要	158	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第55条の4第1項の規定による合併及び分割の認可（ <u>重要なものを除く。</u> ）に関すること。	長官		要
101	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第57条第1項の規定による <u>使用者の保安規定の変更の認可</u> （ <u>重要なものを除く。</u> ）に関すること。	長官		要	159	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第57条第1項の規定による <u>保安規定の変更の認可</u> （ <u>重要な変更の認可に関するものを除く。</u> ）に関すること。	長官		要

(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	160	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第57条第5項の規定による使用者の保安規定の遵守状況の検査（検査の基本方針、検査項目の大幅な追加又は変更があった場合における初回の検査に係るものを除く。）に関する事	主管課等の長		否
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	161	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第57条第6項において準用する第12条第6項の規定による検査を行う職員の指定に関する事	主管課等の長		否
102	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第57条の2第1項の規定による使用者の核物質防護規定の変更の認可（重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。）に関する事	長官		要	162	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第57条の2第1項の規定による使用者の核物質防護規定の変更の認可（重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。）に関する事	長官		要
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	163	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第57条の2第2項において準用する第12条の2第5項の規定による使用者の核物質防護規定の遵守状況の検査（検査項目の大幅な追加又は変更があった場合における初回の検査に係るものを除く）に関する事	主管課等の長		否
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	164	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第57条の2第2項において準用する第12条の2第6項の規定による検査を行う職員の指定に関する事	主管課等の長		否

103	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第57条の5第2項の規定による使用者の廃止措置計画の認可（第57条第1項の規定により保安規定を定めなければならない者に係るものを除く。）に関すること。	長官		要	165	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第57条の6第2項の規定による使用者の廃止措置計画の認可（原子炉等規制法第57条第1項の規定により保安規定を定めなければならない者に係る認可を除く。）に関すること。	長官		要
104	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第57条の5第3項において読み替えて準用する第12条の6第3項の規定による使用者の廃止措置計画の変更の認可（第57条第1項の規定により保安規定を定めなければならない者に係るものうち重要なものを除く。）に関すること。	長官		要	166	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第57条の6第3項において準用する第12条の6第3項の規定による使用者の廃止措置計画の変更の認可（原子炉等規制法第57条第1項の規定により保安規定を定めなければならない者に係る変更の認可のうち重要な変更の認可に関するものを除く。）に関すること。	長官		要
105	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第57条の5第3項において準用する第12条の6第8項の規定による使用者（第57条第1項の規定により保安規定を定めなければならない者に限る。）の廃止措置の終了の確認に関すること。	長官		要	167	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第57条の6第3項において準用する第12条の6第8項の規定による使用者（原子炉等規制法第57条第1項の規定により保安規定を定めなければならない者に限る。）の廃止措置計画の終了の確認に関すること。	長官		要
106	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第57条の5第3項において準用する第12条の6第8項の規定による使用者（第57条第1項の規定により保安規定を定めなければならない者を除く。）の廃止措置の終了の確認に関すること。	原子力規制部長		否	168	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第57条の6第3項において準用する第12条の6第8項の規定による使用者（原子炉等規制法第57条第1項の規定により保安規定を定めなければならない者を除く。）の廃止措置計画の終了の確認に関すること。	原子力規制部長		否

107	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第57条の6第2項の規定による旧使用者等の廃止措置計画の認可（第57条第1項の規定により保安規定を定めなければならない者に係るものを除く。）に関する <u>こと</u> 。	長官		要	169	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第57条の7第2項の規定による旧使用者等の廃止措置計画の認可（原子炉等規制法第57条第1項の規定により保安規定を定めなければならない者に係る認可を除く。）に関する <u>こと</u> 。	長官		要
108	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第57条の6第4項において読み替えて準用する第12条の7第4項の規定による旧使用者等の廃止措置計画の変更の認可（第57条第1項の規定により保安規定を定めなければならない者に係るものうち重要なものを除く。）に関する <u>こと</u> 。	長官		要	170	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第57条の7第4項において準用する第12条の7第4項の規定による旧使用者等の廃止措置計画の変更の認可（原子炉等規制法第57条第1項の規定により保安規定を定めなければならない者に係る変更の認可のうち重要な変更の認可に関するものを除く。）に関する <u>こと</u> 。	長官		要
109	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第57条の6第4項において読み替えて準用する第12条の7第9項の規定による旧使用者等（第57条第1項の規定により保安規定を定めなければならない者に限る。）の廃止措置の終了の確認に関する <u>こと</u> 。	長官		要	171	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第57条の7第4項において準用する第12条の7第9項の規定による旧使用者等（原子炉等規制法第57条第1項の規定により保安規定を定めなければならない者に限る。）の廃止措置計画の終了の確認に関する <u>こと</u> 。	長官		要
110	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第57条の6第4項において読み替えて準用する第12条の7第9項の規定による旧使用者等（第57条第1項の規定により保安規定を定めなければならない者を除く。）の廃止措置の終了の確認に関する <u>こと</u> 。	原子力規制部長		否	172	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第57条の7第4項において準用する第12条の7第9項の規定による旧使用者等（原子炉等規制法第57条第1項の規定により保安規定を定めなければならない者を除く。）の廃止措置計画の終了の確認に関する <u>こと</u> 。	原子力規制部長		否

111	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	173	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
112	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第59条第2項の規定による事業所外運搬に関する措置の <u>確認（特定核燃料物質の防護のための措置に関するものを除く。）</u> に関する <u>こと。</u>	原子力規制部長		否	174	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第59条第2項の規定による事業所外運搬に関する措置の <u>確認</u> に関する <u>こと。</u>	原子力規制部長		否
113	部門（ <u>官房安全規制管理官に係るものに限る。</u> ）	原子炉等規制法第59条第2項の規定による事業所外運搬に関する措置の <u>確認（特定核燃料物質の防護のための措置に関するものに限る。）</u> に関する <u>こと。</u>	核物質・放射線総括審議官		否	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
114～117	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	175～178	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
118	部門（部安全規制管理官及び官房安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第61条の2の2第1項の規定による原子力規制検査（検査の基本方針、検査項目の大幅な追加又は変更があった場合における初回の検査に係るものを除く。）に関する <u>こと。</u>	主管課等の長		否	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
119	部門（部安全規制管理官及び官房安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第61条の2の2第3項の規定による原子力規制検査を行う職員指定に関する <u>こと。</u>	主管課等の長		否	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

120	部門（部安全規制管理官及び官房安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第61条の2の2第4項の規定による証明書の発行に関すること。	主管課等の長		否	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
121	部門（部安全規制管理官及び官房安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第61条の2の2第7項の規定による原子力規制検査の総合的な評定に関すること。	長官		要	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
122	部門（部安全規制管理官及び官房安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第61条の2の2第9項の規定による原子力規制検査及び評定の結果の通知並びに公表に関すること。	主管課等の長		否	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
123・124	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	179・180	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
125	保障措置室	原子炉等規制法第61条の8第1項の規定による国際規制物資使用者以外に係る計量管理規定の認可及び変更の認可（重要なものを除く。）に関すること。	長官		要	181	保障措置室	原子炉等規制法第61条の8第1項の規定による国際規制物資使用者以外に係る計量管理規定の認可及び変更の認可に関すること（重要なものを除く。）。	長官		要
126	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	182	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

127	保障措置室	原子炉等規制法第61条の8の2第1項の規定による保障措置検査(国際原子力機関(以下「IAEA」という。))からの通告に基づくものに限る。)に関する事。	主管課等の長		否	183	保障措置室	原子炉等規制法第61条の8の2第1項の規定による保障措置検査(IAEAからの通告に基づくものに限る。)に関する事。	主管課等の長		否
128～ 132	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	184～ 188	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
133	保障措置室	原子炉等規制法第61条の23の7第1項の規定による実施指示書の交付(IAEAの通告に基づくものに限る。)及び職員の指定に関する事。	主管課等の長		否	189	保障措置室	原子炉等規制法第61条の23の7第1項の規定による実施指示書の交付(IAEAの通告に基づくものに限る。)及び職員の指定に関する事。	主管課等の長		否
134～ 137	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	190～ 193	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
138	部門(部安全規制管理官に係るものに限る。) 又は東京電力福島第一原子力発電所事故対策室	原子炉等規制法第64条の2第4項の規定による特定原子力施設の指定及び解除の公示に関する事。	主管課等の長		否	194	部門(部安全規制管理官に係るものに限る。)	原子炉等規制法第64条の2第4項の規定による特定原子力施設の指定及び解除の公示に関する事。	主管課等の長		否
139	部門(官房安全規制管理官及び部安全規制管理官に係るものに限る。) 又は東京電力福島第一原子力発電所事故対策室	原子炉等規制法第64条の3第2項の規定による実施計画の変更の認可(重要なものを除く。)に関する事。	長官		要	195	主管課等	原子炉等規制法第64条の3第2項の規定による実施計画の変更の認可(重要な変更の認可に関するものを除く。)に関する事。	長官		要

140	部門（官房安全規制管理官及び部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第64条の3第8項において読み替えて準用する第61条の2の2第3項の規定による特定原子力事業者等への検査を行う職員の指定に関する事。	主管課等の長		否	196	主管課等	原子炉等規制法第64条の3第8項において準用する第12条第6項の規定による特定原子力事業者等への検査を行う職員の指定に関する事。	主管課等の長		否
141	部門（官房安全規制管理官及び部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第64条の3第8項において準用する第61条の2の2第4項の規定による証明書の発行に関する事。	主管課等の長		否	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
142	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	197	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
143	保障措置室	原子炉等規制法第67条第1項の規定による報告徴収（日・IAEA保障措置協定、追加議定書及び各二国間原子力協力協定に規定されているものに限る。）に関する事。	主管課等の長		否	198	保障措置室	原子炉等規制法第67条第1項の規定による報告徴収（日・IAEA保障措置協定、追加議定書及び各二国間原子力協力協定に規定されているものに限る。）に関する事。	主管課等の長		否
144	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	199	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
145	主管課等	原子炉等規制法第68条第1項から第3項まで及び第8項の規定による立入検査（第66条第1項の申告に基づいて行う調査のために行うものに限る。）に関する事。	長官	人事課長	否	200	主管課等	原子炉等規制法第68条第1項から第4項まで及び第9項の規定による立入検査（第66条第1項の申告に基づいて行う調査のために行うものに限る。）に関する事。	長官	人事課長	否

146	主管課等	原子炉等規制法第68条第1項から第3項まで及び第8項の規定による立入検査（あらかじめ委員会がその業務のための内部規範を決定したものに限る。）に関すること（前号に掲げるものを除く。）。	原子力規制部長		否	201	主管課等	原子炉等規制法第68条第1項から第4項まで及び第9項の規定による立入検査（あらかじめ委員会がその業務のための内部規範を決定したものに限る。）に関すること（前号の立入検査に関するものを除く。）。	原子力規制部長		否
147	主管課等	原子炉等規制法第68条第5項の規定による証明書の発行に関すること。	主管課等の長		否	202	主管課等	原子炉等規制法第68条第6項の規定による証明書の発行に関すること。	主管課等の長		否
148	保障措置室	原子炉等規制法第68条第1項の規定による立入検査（IAEAからの通告に基づくものに限る。）に関すること。	主管課等の長		否	203	保障措置室	原子炉等規制法第68条第1項の規定による立入検査（IAEAの通告に基づくものに限る。）に関すること。	主管課等の長		否
149	保障措置室	原子炉等規制法第68条第4項の規定による立入検査（IAEAからの通告に基づくものに限る。）に関すること。	主管課等の長		否	204	保障措置室	原子炉等規制法第68条第5項の規定による立入検査（IAEAの通告に基づくものに限る。）に関すること。	主管課等の長		否
150	保障措置室	原子炉等規制法第68条第7項、第8項、第12項及び第13項の規定による職員の指定に関すること。	主管課等の長		否	205	保障措置室	原子炉等規制法第68条第8項、第9項、第13項及び第14項の規定による職員の指定に関すること。	主管課等の長		否
151	保障措置室	原子炉等規制法第68条第10項の規定による封印及び装置の取付け（IAEAからの通告に基づくものに限る。）に関すること。	主管課等の長		否	206	保障措置室	原子炉等規制法第68条第11項の規定による封印及び装置の取付け（IAEAの通告に基づくものに限る。）に関すること。	主管課等の長		否
152	保障措置室	原子炉等規制法第68条第11項の規定による封印及び装置の取付け（IAEAからの通告に基づくものに限る。）に関すること。	主管課等の長		否	207	保障措置室	原子炉等規制法第68条第12項の規定による封印及び装置の取付け（IAEAの通告に基づくものに限る。）に関すること。	主管課等の長		否

153	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第71条第1項の規定による第26条第1項、第26条の2第1項又は第43条の3の8第1項の規定による変更の許可（ <u>重要なものを除く。</u> ）に当たっての経済産業大臣等の意見の聴取に関すること。	長官		要	208	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第71条第1項の規定による同法第26条第1項、第26条の2第1項又は第43条の3の8第1項の規定による変更の許可（ <u>重要な変更に係るものを除く。</u> ）に <u>あ</u> たつての経済産業大臣等の意見の聴取に関すること。	長官		要
154	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第71条第2項の規定による第43条の7第1項又は第51条の5第1項の規定による <u>変更の許可</u> （ <u>重要なものを除く。</u> ）に <u>あ</u> たつての経済産業大臣の意見の聴取に関すること。	長官		要	209	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第71条第2項の規定による同法第43条の7第1項又は第51条の5第1項の規定による許可（ <u>重要な変更に係るものを除く。</u> ）に <u>あ</u> たつての経済産業大臣の意見の聴取に関すること。	長官		要
155	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取（ <u>重要な変更に関するもの及び防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。</u> ）に関すること。	長官		要	210	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること（ <u>重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。</u> ）。	長官		要
156	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取（ <u>防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものに限る。</u> ）に関すること。	主管部等の長		否	211	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること（ <u>防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものに限る。</u> ）。	主管部等の長		否
157	主管課等	原子炉等規制法第72条第5項の規定による <u>事業指定等</u> をしたときの国家公安委員会又は海上保安庁長官への連絡に関すること。	主管課等の長		否	212	主管課等	原子炉等規制法第72条第5項の規定による <u>事業指定等</u> したときの国家公安委員会又は海上保安庁長官への連絡に関すること。	主管課等の長		否

158	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	213	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
159	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和32年政令第324号。以下この表において「原子炉等規制法施行令」という。）第62条第2項の規定による届出の写しの文部科学大臣等への送付に関すること。	主管課等の長		否	214	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和32年政令第324号。以下この表において「原子炉等規制法施行令」という。）第62条第2項の規定による届出の文部科学大臣等への写しの送付に関すること。	主管課等の長		否
160	部門（官房安全規制管理官及び部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法施行令第62条第3項の規定による確認をした場合における文部科学大臣等への通報に関すること。	主管課等の長		否	215	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法施行令第62条第3項の規定による確認した場合における文部科学大臣等への通報に関すること。	主管課等の長		否
161	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	216	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
162	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則（昭和32年総理府・通商産業省令第1号。以下この表において「製錬規則」という。）第3条第2項第8号の規定による合併及び分割の認可書類に係る必要と認める記載事項に関すること。	主管課等の長		否	217	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則（昭和32年総理府・通商産業省令第1号。以下この表において「製錬規則」という。）第3条第2項第7号の規定による合併及び分割の認可書類に係る必要と認める記載事項に関すること。	主管課等の長		否
163	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	製錬規則第7条の5の12の規定による廃止措置終了確認証の交付に関すること。	主管課等の長		否	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
164・165	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	218・219	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

166	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和41年総理府令第37号。以下この表において「加工規則」という。）第3条の6第1号及び第3号の規定による使用の期間及び方法の承認に関すること。	原子力規制部長		否	220	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和41年総理府令第37号。以下この表において「加工規則」という。）第3条の6第1号及び第4号の規定による使用前検査の実施時期に関すること。	原子力規制部長		否
167	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	加工規則第3条の6第4号の規定による使用前確認の省略の指示に関すること。	原子力規制部長		否	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	221	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	加工規則第3条の6の4の規定による検査実施要領書の策定に関すること。	主管課等の長		否
168	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	加工規則第3条の7の規定による使用前確認証の交付に関すること。	主管課等の長		否	222	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	加工規則第3条の7の規定による使用前検査合格証の交付に関すること。	主管課等の長		否
169	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	加工規則第3条の9第4項第1号又は第2号の規定による定期事業者検査の時期変更の承認に関すること。	長官		要	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	223	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	加工規則第3条の13の2第1項の規定による検査実施要領書の策定に関すること。	主管課等の長		否
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	224	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	加工規則第3条の13の2第2項の規定による検査実施要領書の策定に関すること。	主管課等の長		否
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	225	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	加工規則第3条の14の規定による溶接検査合格証の交付等に関すること。	主管課等の長		否

(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	226	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	加工規則第3条の16の3の規定による検査実施要領書の策定に関すること。	主管課等の長		否
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	227	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	加工規則第3条の17の規定による施設定期検査合格証の交付に関すること。	主管課等の長		否
170	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	加工規則第4条第2項第8号の規定による合併及び分割に係る必要と認める記載事項に関すること。	主管課等の長			228	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	加工規則第4条第2項第7号の規定による合併及び分割に係る必要と認める記載事項に関すること。	主管課等の長		否
171・172	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	229・230	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
173	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	加工規則第9条の10の2の規定による廃止措置終了確認証の交付に関すること。	主管課等の長			(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
174～176	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	231～233	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
177	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	実用炉則第17条第1号及び第3号の規定による使用の期間及び方法の承認に関すること。	原子力規制部長			234	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	実用炉則第17条第1号及び第3号の規定による使用の期間及び方法の承認に関すること。	長官		要
178	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	実用炉則第17条第4号の規定による使用前確認の省略の指示に関すること。	原子力規制部長			235	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	実用炉則第17条第4号の規定による使用前検査の省略の指示に関すること。	長官		要
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	236	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	実用炉則第19条の規定による検査実施要領書の策定に関すること。	主管課等の長		否

179	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	実用炉則第21条の規定による <u>使用前確認証</u> の交付に関すること。	主管課等の長		否	237	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	実用炉則第21条の規定による <u>使用前検査合格証</u> の交付に関すること。	主管課等の長		否
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	238	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	実用炉則第25条の規定による <u>燃料体検査の省略の指示</u> に関すること。	長官		要
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	239	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	実用炉則第28条の規定による <u>燃料体検査の検査実施要領書の策定</u> に関すること。	主管課等の長		否
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	240	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	実用炉則第30条の規定による <u>燃料体検査合格証の交付</u> に関すること。	主管課等の長		否
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	241	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	実用炉則第31条第2項ただし書の規定による輸入燃料体検査申請書の添付書類の省略の指示に関すること。	主管課等の長		否
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	242	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	実用炉則第31条第3項の規定による書類の提出時期等に係る指示に関すること。	原子力規制部長		否
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	243	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	実用炉則第31条第3項ただし書の規定による輸入燃料体検査申請書の添付書類の省略の指示に関すること。	主管課等の長		否
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	244	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	実用炉則第33条の規定による輸入燃料体検査の検査実施要領書の策定に関すること。	主管課等の長		否

(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	245	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	実用炉則第34条の規定による燃料体検査合格証の交付に関すること。	主管課等の長		否
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	246	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	実用炉則第38条第1号の規定による溶接事業者検査の省略の指示に関すること。	長官		要
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	247	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	実用炉則第47条第1項第4号の規定による定期事業者検査に係る必要と認める事項に関すること。	原子力規制部長		否
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	248	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	実用炉則第48条第3項の規定による時期の指定に関すること。	長官		要
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	249	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	実用炉則第49条第1項第2号及び第3号の規定による施設定期検査の時期の承認に関すること。	長官		要
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	250	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	実用炉則第51条の規定による施設定期検査の検査実施要領書の策定に関すること。	主管課等の長		否
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	251	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	実用炉則第53条第1項の規定による施設定期検査終了証の交付に関すること。	主管課等の長		否
180	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	実用炉則第55条第4項第1号又は第2号の規定による定期事業者検査の時期変更の承認に関すること。	長官		要	252	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	実用炉則第55条第3項第1号又は第2号の規定による定期事業者検査の時期変更の承認に関すること。	長官		要

181	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	実用炉則第65条第2項第7号の規定による合併及び分割の認可書類に係る必要と認められる記載事項に関すること。	主管課等の長		否	253	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	実用炉則第65条第2項第6号の規定による合併及び分割の認可書類に係る必要と認められる記載事項に関すること。	主管課等の長		否
182	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	実用炉則第87条第4号の規定による確認に関すること。	原子力規制部長		否	254	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	実用炉則第87条第4号の規定による確認に関すること。	原子力規制部長		要
183	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	255	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	256	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	実用炉則第93条第2項第2号の規定による必要と認める保安規定の遵守状況の検査の実施に関すること。	原子力規制部長		否
184	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	257	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
185	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	実用炉則第101条第3項の規定による型式証明に係る特定機器を使用することができる範囲の限定又は条件の付与に関すること。	長官		要	258	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	実用炉則第101条第3項の規定による型式証明に係る特定機器を使用することができる範囲の限定又は条件の付与に関すること。	長官		要
186	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	259	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
187	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	実用炉則第105条第1項から第3項までの規定による告示に関すること。	主管課等の長		否	260	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	実用炉則第105条第1項、第2項又は第3項の規定による告示に関すること。	主管課等の長		否
188	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	261	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
189	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	実用炉則第109条第3項の規定による取消しに関すること。	主管課等の長		否	262	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	実用炉則第109条第3項の規定による取消しに関すること。	主管課等の長		否
190	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	263	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
191	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	実用炉則第112条第1項から第3項までの規定による告示に関すること。	主管課等の長		否	264	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	実用炉則第112条第1項、第2項又は第3項の規定による告示に関すること。	主管課等の長		否

192	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	実用炉則第120条第2項第2号の規定による廃止措置の終了の確認申請書に係る必要な事項に関すること。	主管課等の長		否	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
193	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	実用炉則第121条の2の規定による廃止措置終了確認証の交付に関すること。	主管課等の長		否	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
194・195	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	265・266	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
196	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和32年総理府令第83号。以下この表において「試験炉規則」という。）第3条の4第1号及び第3号の規定による使用の期間及び方法の承認に関すること。	原子力規制部長		否	267	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和32年総理府令第83号。以下この表において「試験炉規則」という。）第3条の4第1号及び第5号の規定による使用前検査の実施時期に関すること。	原子力規制部長		否
197	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	試験炉規則第3条の4第4号の規定による使用前確認の省略の指示に関すること。	原子力規制部長		否	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	268	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	試験炉規則第3条の4の2の規定による検査実施要領書の策定に関すること。	主管課等の長		否
198	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	試験炉規則第3条の6の規定による使用前確認証の交付に関すること。	主管課等の長		否	269	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	試験炉規則第3条の6の規定による使用前検査合格証の交付に関すること。	主管課等の長		否
199	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	試験炉規則第3条の8第4項第1号又は第2号の規定による定期事業者検査の時期変更の承認に関すること。	原子力規制部長		要	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	270	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	試験炉規則第3条の12の2第1項の規定による検査実施要領書の策定に関すること。	主管課等の長		否
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	271	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	試験炉規則第3条の12の2第2項の規定による検査実施要領書の策定に関すること。	主管課等の長		否
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	272	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	試験炉規則第3条の13の規定による溶接検査合格証の交付等に関すること。	主管課等の長		否
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	273	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	試験炉規則第3条の15の2の規定による検査実施要領書の策定に関すること。	主管課等の長		否
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	274	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	試験炉規則第3条の16の規定による施設定期検査合格証の交付に関すること。	主管課等の長		否
200	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	試験炉規則第5条第2項第7号の合併及び分割の認可書類に係る必要と認める記載事項に関すること。	主管課等の長			275	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	試験炉規則第5条第2項第6号の合併及び分割の認可書類に係る必要と認める記載事項に関すること。	主管課等の長		否
201・202	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	276・277	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
203	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	試験炉規則第16条の11の2（第16条の12第2項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）の規定による廃止措置終了確認証の交付に関すること。	主管課等の長			(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

204	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則（昭和53年運輸省令第70号。以下この表において「船舶炉規則」という。）第7条第2項第4号の規定による設計及び工事の計画の認可申請書に係る必要な事項に関する <u>こと。</u>	原子力規制部長		否	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
205	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	船舶炉規則第10条第2号の規定による使用の期間及び方法の承認に関する <u>こと。</u>	原子力規制部長		否	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
206	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	船舶炉規則第10条第3号の規定による使用前確認の省略の指示に関する <u>こと。</u>	原子力規制部長		否	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
207	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	船舶炉規則第10条の2の規定による使用前確認証の交付に関する <u>こと。</u>	主管課等の長		否	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
208	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	船舶炉規則第13条第4項第1号又は第2号の規定による定期事業者検査の時期変更の承認に関する <u>こと。</u>	長官		要	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
209	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	船舶炉規則第17条第2項第7号の合併及び分割の認可書類に係る必要と認める記載事項に関する <u>こと。</u>	主管課等の長		否	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

210	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	船舶炉規則第32条の12（第33条第2項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）の規定による廃止措置終了確認証の交付に関する <u>こと。</u>	主管課等の長		否	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
211・212	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	278・279	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
213	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	研開炉則第17条第1項第1号及び第3号の規定による使用の期間及び方法の承認に関する <u>こと。</u>	原子力規制部長		否	280	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	研開炉則第17条第1項第1号及び第3号の規定による使用の期間及び方法の承認に関する <u>こと。</u>	長官		要
214	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	研開炉則第17条第4号の規定による <u>使用前確認</u> の省略の指示に関する <u>こと。</u>	原子力規制部長		否	281	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	研開炉則第17条第4号の規定による <u>使用前検査</u> の省略の指示に関する <u>こと。</u>	長官		要
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	282	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	研開炉則第19条の規定による <u>検査実施要領書の策定</u> に関する <u>こと。</u>	主管課等の長		否
215	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	研開炉則第21条の規定による <u>使用前確認証</u> の交付に関する <u>こと。</u>	主管課等の長		否	283	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	研開炉則第21条の規定による <u>使用前検査合格証</u> の交付に関する <u>こと。</u>	主管課等の長		否
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	284	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	研開炉則第25条の規定による <u>燃料体検査の省略の指示</u> に関する <u>こと。</u>	長官		要
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	285	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	研開炉則第28条の規定による <u>燃料体検査の検査実施要領書の策定</u> に関する <u>こと。</u>	主管課等の長		否

(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	286	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	研開炉則第30条の規定による燃料体検査合格証の交付に関すること。	主管課等の長		否
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	287	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	研開炉則第34条第1号の規定による溶接事業者検査の省略の指示に関すること。	長官		要
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	288	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	研開炉則第44条第2項の規定による時期の指定に関すること。	長官		要
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	289	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	研開炉則第45条第1項第2号及び第3号の規定による施設定期検査の時期の承認に関すること。	長官		要
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	290	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	研開炉則第47条の規定による施設定期検査の検査実施要領書の策定に関すること。	主管課等の長		否
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	291	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	研開炉則第49条第1項の規定による施設定期検査終了証の交付に関すること。	主管課等の長		否
216	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	研開炉則第51条第4項第1号又は第2号の規定による定期事業者検査の時期変更の承認に関すること。	長官		要	292	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	研開炉則第51条第3項第1号又は第2号の規定による定期事業者検査の時期変更の承認に関すること。	長官		要
217	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	研開炉則第60条第2項第7号の規定による合併及び分割の認可書類に係る必要と認められる記載事項に関すること。	主管課等の長		否	293	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	研開炉則第60条第2項第6号の規定による合併及び分割の認可書類に係る必要と認められる記載事項に関すること。	主管課等の長		否
218	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	294	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	295	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	研開炉則第88条第2項第3号の規定による必要と認める保安規定の遵守状況の検査の実施に関すること。	長官		要
219・220	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	296・297	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
221	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	研開炉則第100条第1項から第3項までの規定による告示に関すること。	主管課等の長		否	298	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	研開炉則第100条第1項、第2項又は第3項の規定による告示に関すること。	主管課等の長		否
222	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	299	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
223	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	研開炉則第104条第3項の規定による <u>取消し</u> に関すること。	主管課等の長		否	300	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	研開炉則第104条第3項の規定による <u>取り消し</u> に関すること。	主管課等の長		否
224	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	301	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
225	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	研開炉則第107条第1項から第3項までの規定による告示に関すること。	主管課等の長		否	302	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	研開炉則第107条第1項、第2項又は第3項の規定による告示に関すること。	主管課等の長		否
226・227	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	303・304	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
228	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	研開炉規則第116条の2の規定による <u>廃止措置終了確認証</u> の交付に関すること。	主管課等の長		否	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
229～233	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	305～309	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
234	原子力安全人材育成センター	原子炉試験細目規則第9条の規定による試験を免除するに足る専門的知識の修得が可能な課程の認定に関すること。	所長	部安全規制管理官	否	310	原子力安全人材育成センター	原子炉試験細目規則第9条の規定による試験を免除するに足る専門的知識等の修得が可能な課程の認定に関すること。	所長	部安全規制管理官	要

235	原子力安全 人材育成セ ンター	原子炉試験細目規則第14条 の規定による認定課程の確認 に関すること。	所長	部安全 規制管 理官	否	311	原子力安全 人材育成セ ンター	原子炉試験細目規則第14条 の規定による認定課程の確認 に関すること。	所長	部安全 規制管 理官	要
236	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	312	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
237	部門（部安 全規制管理 官に係るも のに限る。）	使用済燃料の貯蔵の事業に関 する規則（平成12年通商産 業省令第112号。以下この 表において「貯蔵規則」とい う。）第8条第1号及び第3号 の規定による使用の期間及び 方法の承認に関すること。	原子力 規制部 長		否	313	部門（部安 全規制管理 官に係るも のに限る。）	使用済燃料の貯蔵の事業に関 する規則（平成12年通商産 業省令第112号。以下この表 において「貯蔵規則」という。） 第8条第1号、第2号及び第 4号の規定による使用前検査 の実施時期に関すること。	原子力 規制部 長		否
238	部門（部安 全規制管理 官に係るも のに限る。）	貯蔵規則第8条第4号の規定 による使用前確認の省略の指 示に関すること。	原子力 規制部 長		否	(新 設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(削 る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	314	部門（部安 全規制管理 官に係るも のに限る。）	貯蔵規則第9条の3の規定に よる検査実施要領書の策定に 関すること。	主管課 等の長		否
239	部門（部安 全規制管理 官に係るも のに限る。）	貯蔵規則第10条の規定によ る使用前確認証の交付に関す ること。	主管課 等の長		否	315	部門（部安 全規制管理 官に係るも のに限る。）	貯蔵規則第10条の規定によ る使用前検査合格証の交付に 関すること。	主管課 等の長		否
240	部門（部安 全規制管理 官に係るも のに限る。）	貯蔵規則第12条第4項第1 号又は第2号の規定による定 期事業者検査の時期変更の承 認に関すること。	長官		要	(新 設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(削 る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	316	部門（部安 全規制管理 官に係るも のに限る。）	貯蔵規則第13条第1号の規 定による承認に関すること。	原子力 規制部 長		否
(削 る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	317	部門（部安 全規制管理 官に係るも のに限る。）	貯蔵規則第16条の2第1項 の規定による検査実施要領書 の策定に関すること。	主管課 等の長		否

(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	318	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	貯蔵規則第16条の2第2項の規定による検査実施要領書の策定に関すること。	主管課等の長		否
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	319	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	貯蔵規則第17条の規定による溶接検査合格証の交付等に関すること。	主管課等の長		否
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	320	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	貯蔵規則第20条の3の規定による検査実施要領書の策定に関すること。	主管課等の長		否
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	321	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	貯蔵規則第21条の規定により施設定期検査合格証の交付に関すること。	主管課等の長		否
241	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	貯蔵規則第24条第2項第8号の規定による合併及び分割の認可書類に係る必要と認める記載事項に関すること。	主管課等の長		否	322	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	貯蔵規則第24条第2項第7号の合併及び分割の認可書類に係る必要と認める記載事項に関すること。	主管課等の長		否
242・243	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	323・324	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
244	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	貯蔵規則第43条の2の2第3項の規定による型式の証明に係る特定容器等を使用することができる範囲の限定又は条件の付与に関すること。	長官		要	325	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	貯蔵規則第43条の2の2第3項の規定による型式の証明に係る特定容器等を使用することができる範囲の限定又は条件の付与に関すること。	長官		要
245	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	貯蔵規則第43条の2の5各号の規定による書面の交付に関すること。	主管課等の長		否	326	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	貯蔵規則第43条の2の5各号の規定による書面の交付に関すること。	主管課等の長		否
246	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	貯蔵規則第43条の2の6第1項から第3項までの規定による告示に関すること。	主管課等の長		否	327	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	貯蔵規則第43条の2の6第1項、第2項又は第3項の規定による告示に関すること。	主管課等の長		否

247	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	貯蔵規則第43条の2の9第1項の規定による型式指定の変更の承認（重要なものを除く。）に関すること。	長官		要	328	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	貯蔵規則43条の2の9第1項の規定による型式指定の変更の承認（重要なものを除く。）に関すること。	長官		要
248	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	貯蔵規則第43条の2の10第3項の規定による <u>取消し</u> に関すること。	主管課等の長		否	329	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	貯蔵規則43条の2の10第3項の規定による <u>取り消し</u> に関すること。	主管課等の長		否
249	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	貯蔵規則第43条の2の11各号の規定による書面の交付に関すること。	主管課等の長		否	330	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	貯蔵規則43条の2の11各号の規定による書面の交付に関すること。	主管課等の長		否
250	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	貯蔵規則第43条の2の13第1項から第3項までの規定による告示に関すること。	主管課等の長		否	331	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	貯蔵規則43条の2の13第1項、第2項又は第3項の規定による告示に関すること。	主管課等の長		否
251	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	貯蔵規則第43条の8の2の規定による廃止措置終了確認証の交付に関すること。	主管課等の長		否	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
252	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	貯蔵規則第43条の12の3において準用する実用炉則第130条の規定による必要な措置の要求に関すること。	長官		要	332	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	貯蔵規則第43条の12の2において準用する実用炉則第130条の規定による必要な措置の要求に関すること。	長官		要
253	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和46年総理府令第10号。以下この表において「再処理規則」という。）第6条第1号及び第3号の規定による使用の期間及び方法の承認に関すること。	原子力規制部長		否	333	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和46年総理府令第10号。以下この表において「再処理規則」という。）第6条第1号及び第4号の規定による使用前検査の実施時期に関すること。	原子力規制部長		否
254	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	再処理規則第6条第4号の規定による使用前確認の省略の指示に関すること。	原子力規制部長		否	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	334	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	再処理規則第6条の4の規定による検査実施要領書の策定に関すること。	主管課等の長		否
255	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	再処理規則第7条の規定による使用前確認証の交付に関すること。	主管課等の長		否	335	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	再処理規則第7条の規定による使用前検査合格証の交付に関すること。	主管課等の長		否
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	336	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	再処理規則第7条の7の2第1項の規定による検査実施要領書の策定に関すること。	主管課等の長		否
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	337	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	再処理規則第7条の7の2第2項の規定による検査実施要領書の策定に関すること。	主管課等の長		否
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	338	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	再処理規則第7条の8の規定による溶接検査合格証の交付等に関すること。	主管課等の長		否
256	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	再処理規則第7条の9第4項第1号又は第2号の規定による定期事業者検査の時期変更の承認に関すること。	長官		要	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	339	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	再処理規則第7条の10の3の規定による検査実施要領書の策定に関すること。	主管課等の長		否
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	340	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	再処理規則第7条の11の規定による施設定期検査合格証の交付に関すること。	主管課等の長		否

257	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	再処理規則第7条の14第2項第8号の合併及び分割の認可書類に係る必要と認める記載事項に関すること。	主管課等の長		否	341	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	再処理規則第7条の14第2項第7号の合併及び分割の認可書類に係る必要と認める記載事項に関すること。	主管課等の長		否
258・259	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	342・343	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
260	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	再処理規則第19条の10の2の規定による廃止措置終了確認証の交付に関すること。	主管課等の長		否	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
261	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	344	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	345	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則（平成20年経済産業省令第23号。以下この表において「第一種埋設規則」という。）第9条の規定による確認実施要領書の策定に関すること。	主管課等の長		否
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	346	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	第一種埋設規則第12条の2の規定による確認実施要領書の策定に関すること。	主管課等の長		否
262	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則（平成20年経済産業省令第23号。以下この表において「第一種埋設規則」という。）第13条の規定による第一種廃棄物埋設確認証の交付に関すること。	主管課等の長		否	347	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	第一種埋設規則第13条の規定による確認証の交付に関すること。	主管課等の長		否

263	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	第一種埋設規則第19条第1号及び第3号の規定による使用の期間及び方法の承認に関すること。	原子力規制部長		否	348	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	第一種埋設規則第19条第1号及び第4号の規定による使用前検査の実施時期に関すること。	原子力規制部長		否
264	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	第一種埋設規則第19条第4号の規定による使用前確認の省略の指示に関すること。	原子力規制部長		否	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	349	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	第一種埋設規則第22条の規定による検査実施要領書の策定に関すること。	主管課等の長		否
265	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	第一種埋設規則第24条の規定による使用前確認証の交付に関すること。	主管課等の長		否	350	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	第一種埋設規則第24条の規定による使用前検査合格証の交付に関すること。	主管課等の長		否
266	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	第一種埋設規則第26条第4項第1号又は第2号の規定による定期事業者検査の時期変更の承認に関すること。	長官		要	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	351	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	第一種埋設規則第27条第1号の規定による承認に関すること。	原子力規制部長		否
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	352	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	第一種埋設規則第30条の2第1項の規定による検査実施要領書の策定に関すること。	主管課等の長		否
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	353	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	第一種埋設規則第30条の2第2項の規定による検査実施要領書の策定に関すること。	主管課等の長		否

(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	354	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	第一種埋設規則第31条の規定による溶接検査合格証の交付等に関すること。	主管課等の長		否
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	355	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	第一種埋設規則第37条の規定による検査実施要領書の策定に関すること。	主管課等の長		否
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	356	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	第一種埋設規則第39条の規定による施設定期検査合格証の交付に関すること。	主管課等の長		否
267	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	第一種埋設規則第41条第2項第8号の合併及び分割の認可書類に係る必要と認める記載事項に関すること。	主管課等の長		否	357	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	第一種埋設規則第41条第2項第7号の合併及び分割の認可書類に係る必要と認める記載事項に関すること。	主管課等の長		否
268・269	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	358・359	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
270	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	第一種埋設規則第76条の2の規定による閉鎖措置確認証の交付に関すること。	主管課等の長		否	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
271	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	第一種埋設規則第84条の2の規定による廃止措置終了確認証の交付に関すること。	主管課等の長		否	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
272	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	第一種埋設規則第88条の3第4号の規定による指定廃棄物埋設区域に関する記録に係る必要な事項に関すること。	主管課等の長		否	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
273	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	第一種埋設規則第88条の4において準用する実用炉則第130条の規定による必要な措置の要求に関すること。	長官		要	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	360	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（昭和63年総理府令第1号。以下この表において「第二種埋設規則」という。）第6条の3の規定による確認実施要領書の策定に関すること。	主管課等の長		否
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	361	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	第二種埋設規則第8条の2の規定による確認実施要領書の策定に関すること。	主管課等の長		否
274	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（昭和63年総理府令第1号。以下この表において「第二種埋設規則」という。）第9条の規定による第二種廃棄物埋設確認証の交付に関すること。	主管課等の長		否	362	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	第二種埋設規則第9条の規定による確認証の交付に関すること。	主管課等の長		否
275	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	第二種埋設規則第10条第2項第8号の合併及び分割の認可書類に係る必要と認める記載事項に関すること。	主管課等の長		否	363	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	第二種埋設規則第10条第2項第7号の合併及び分割の認可書類に係る必要と認める記載事項に関すること。	主管課等の長		否
276・277	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	364・365	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
278	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	第二種埋設規則第22条の12の2の規定による廃止措置終了確認証の交付に関すること。	主管課等の長		否	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

279	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（昭和63年総理府令第47号。以下この表において「廃棄物管理規則」という。）第8条第1号及び第3号の規定による使用の期間及び方法の承認に関すること。	原子力規制部長		否	366	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（昭和63年総理府令第47号。以下この表において「廃棄物管理規則」という。）第8条第1号及び第4号の規定による使用前検査の実施時期に関すること。	原子力規制部長		否
280	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	廃棄物管理規則第8条第4号の規定による使用前確認の省略の指示に関すること。	原子力規制部長		否	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	367	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	廃棄物管理規則第9条の3の規定による検査実施要領書の策定に関すること。	主管課等の長		否
281	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	廃棄物管理規則第10条の規定による使用前確認証の交付に関すること。	主管課等の長		否	368	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	廃棄物管理規則第10条の規定による使用前検査合格証の交付に関すること。	主管課等の長		否
282	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	廃棄物管理規則第12条第4項第1号又は第2号の規定による定期事業者検査の時期変更の承認に関すること。	長官		要	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	369	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	廃棄物管理規則第13条第1号の規定による承認に関すること。	原子力規制部長		否
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	370	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	廃棄物管理規則第16条の2第1項の規定による検査実施要領書の策定に関すること。	主管課等の長		否

(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	371	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	廃棄物管理規則第16条の2第2項の規定による検査実施要領書の策定に関すること。	主管課等の長		否
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	372	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	廃棄物管理規則第17条の規定による溶接検査合格証の交付等に関すること。	主管課等の長		否
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	373	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	廃棄物管理規則第20条の3の規定による検査実施要領書の策定に関すること。	主管課等の長		否
283	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	廃棄物管理規則第23条第2項第8号の合併及び分割の認可書類に係る必要と認める記載事項に関すること。	主管課等の長		否	374	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	廃棄物管理規則第23条第2項第7号の合併及び分割の認可書類に係る必要と認める記載事項に関すること。	主管課等の長		否
284・285	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	375・376	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
286	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	廃棄物管理規則第35条の1の2の規定による廃止措置終了確認証の交付に関すること。	主管課等の長		否	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
287	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	廃棄物管理規則第35条の1の3において準用する実用炉則第130条の規定による必要な措置の要求に関すること。	長官		要	377	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	廃棄物管理規則第35条の1の2において準用する実用炉則第130条の規定による必要な措置の要求に関すること。	長官		要
288・289	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	378・379	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
290	原子力安全人材育成センター	核燃料試験細目規則第6条の規定による試験を免除するに足る専門的知識等の修得が可能な課程の認定に関すること。	所長	部安全規制管理官	否	380	原子力安全人材育成センター	核燃料試験細目規則第6条の規定による試験を免除するに足る専門的知識等の修得が可能な課程の認定に関すること。	所長	部安全規制管理官	要

291	原子力安全 人材育成セ ンター	核燃料試験細目規則第11条 の規定による認定課程の確認 に関すること。	所長	部安全 規制管 理官	否	381	原子力安全 人材育成セ ンター	核燃料試験細目規則第11条 の規定による認定課程の確認 に関すること。	所長	部安全 規制管 理官	要
292	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	382	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(削 る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	383	部門（部安 全規制管理 官に係るも のに限る。）	核燃料物質の使用等に関する 規則（昭和32年総理府令第 84号。以下この表において 「使用規則」という。）第2条 の3第1号の規定による施設 検査の実施時期に関するこ と。	原子力 規制部 長		否
(削 る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	384	部門（部安 全規制管理 官に係るも のに限る。）	使用規則第2条の3の2の規 定による検査実施要領書の策 定に関すること。	主管課 等の長		否
293	部門（部安 全規制管理 官に係るも のに限る。）	核燃料物質の使用等に関する 規則（昭和32年総理府令第 84号。以下この表において 「使用規則」という。）第2条 の6第1号及び第3号の規定 による使用の期間及び方法の 承認に関すること。	原子力 規制部 長		否	(新 設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
294	部門（部安 全規制管理 官に係るも のに限る。）	使用規則第2条の6第4号の 規定による使用前確認の省略 の指示に関すること。	原子力 規制部 長		否	(新 設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
295	部門（部安 全規制管理 官に係るも のに限る。）	使用規則第2条の7の規定に よる使用前確認の交付に関 すること。	主管課 等の長		否	385	部門（部安 全規制管理 官に係るも のに限る。）	使用規則第2条の4の規定に よる施設検査合格証の交付に 関すること。	主管課 等の長		否
(削 る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	386	部門（部安 全規制管理 官に係るも のに限る。）	使用規則第2条の9の2の規 定による検査実施要領書の策 定に関すること。	主管課 等の長		否

(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	387	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	使用規則第2条の10の規定による溶接検査合格証の交付に関すること。	主管課等の長		否
296	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	使用規則第2条の10第1項第7号の規定による合併及び分割に係る必要と認める記載事項に関すること。	主管課等の長		否	388	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	使用規則第2条の10の2第2項第6号の規定による合併及び分割に係る必要と認める記載事項に関すること。	主管課等の長		否
297	(略)	(略)	(略)		(略)	389	(略)	(略)	(略)		(略)
298	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	使用規則第6条の7の2（第6条の8第2項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）の規定による廃止措置終了確認証の交付に関すること。	主管課等の長		否	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	390	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則（昭和53年総理府令第56号。以下この表において「外廃棄規則」という。）第3条の2の規定による確認実施要領書の策定に関すること。	主管課等の長		否
299	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則（昭和53年総理府令第56号）第5条の規定による事業所外廃棄確認証の交付に関すること。	主管課等の長		否	391	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	外廃棄規則第5条の規定による確認証の交付に関すること。	主管課等の長		否

300	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和53年総理府令第57号。以下この表において「外運搬規則」という。）第5条第7号及び第8号の規定による安全上支障がない旨の承認に関すること。	原子力規制部長		否	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
301	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	外運搬規則第9条第2項第2号及び第10条第2項第2号の規定による基準の承認に関すること。	長官		要	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
（削る）	（削る）	（削る）	（削る）	（削る）	（削る）	392	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和53年総理府令第57号。以下この表において「外運搬規則」という。）第19条の2の規定による確認実施要領書の策定に関すること。	主管課等の長		否
302	部門（官房安全規制管理官及び部安全規制管理官に係るものに限る。）	外運搬規則第20条の規定による運搬確認証の交付に関すること。	主管課等の長		否	393	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	外運搬規則第20条の規定による運搬確認証の交付に関すること。	主管課等の長		否
303～ 306	（略）	（略）	（略）		（略）	394～ 397	（略）	（略）	（略）		（略）
307	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	外運搬規則第24条第3項の規定による容器承認書の書換えに関すること。	主管課等の長		否	398	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	外運搬規則第24条第1項及び第3項の規定による容器承認書の書換えに関すること。	主管課等の長		否
308	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	399	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

309	保障措置室	国際規制物資使用規則第4条の2の3第2項の規定による保障措置検査（IAEAからの通告に基づくものに限る。）に関する事。	主管課等の長		否	400	保障措置室	国際規制物資使用規則第4条の2の3第2項の規定による保障措置検査（IAEAの通告に基づくものに限る。）に関する事。	主管課等の長		否
310	保障措置室	国際規制物資使用規則第4条の2の4第1項及び第2項の規定による保障措置検査（IAEAからの通告に基づくものに限る。）に関する事。	主管課等の長		否	401	保障措置室	国際規制物資使用規則第4条の2の4第1項及び第2項の規定による保障措置検査（IAEAの通告に基づくものに限る。）に関する事。	主管課等の長		否
311	保障措置室	国際規制物資使用規則第4条の2の5第1項の規定による保障措置検査（IAEAからの通告に基づくものに限る。）に関する事。	主管課等の長		否	402	保障措置室	国際規制物資使用規則第4条の2の5第1項の規定による保障措置検査（IAEAの通告に基づくものに限る。）に関する事。	主管課等の長		否
312	保障措置室	国際規制物資使用規則第4条の2の6第1項の規定による保障措置検査（IAEAからの通告に基づくものに限る。）に関する事。	主管課等の長		否	403	保障措置室	国際規制物資使用規則第4条の2の6第1項の規定による保障措置検査（IAEAの通告に基づくものに限る。）に関する事。	主管課等の長		否
313	保障措置室	国際規制物資使用規則第4条の2の7第1項の規定による保障措置検査（IAEAからの通告に基づくものに限る。）に関する事。	主管課等の長		否	404	保障措置室	国際規制物資使用規則第4条の2の7第1項の規定による保障措置検査（IAEAの通告に基づくものに限る。）に関する事。	主管課等の長		否
314	(略)	(略)	(略)		(略)	405	(略)	(略)	(略)		(略)
315	保障措置室	国際規制物資使用規則第4条の22第3号の規定による保障措置検査の業務の引継ぎに関し必要と認める事項の決定に関する事。	長官		要	406	保障措置室	国際規制物資使用規則第4条の22第3号の規定による保障措置検査の業務の引継ぎに関し必要と認める事項の決定に関する事。	長官		要
316	(略)	(略)	(略)		(略)	407	(略)	(略)	(略)		(略)

317	保障措置室	国際規制物資使用規則第4条の28第1項の規定による承認を要する繰越しに係る経費の金額の指定及びその承認に関すること。	長官		要	408	保障措置室	国際規制物資使用規則第4条の28第1項の規定による承認を要する繰り越しにかかる経費の金額の指定及びその承認に関すること。	長官		要
318	保障措置室	国際規制物資使用規則第4条の30第2項の規定による会計規程の基本的事項の承認及び変更の承認に関すること。	長官		要	409	保障措置室	国際規制物資使用規則第4条の30第2項の規定による会計規定の基本的事項の承認及び変更の承認に関すること。	長官		要
319・ 320	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	410・ 411	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
321	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	平成2年科学技術庁告示第5号（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示。以下この表において「外運搬技術基準告示」という。）第3条第1項第1号表中口の規定による試験の承認に関すること。	長官		要	412	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（平成2年科学技術庁告示第5号。以下この表において「外運搬技術基準告示」という。）第3条第1号表中口の規定による試験の承認に関すること。	長官		要
322	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	外運搬技術基準告示第21条第1項の規定による試験条件の承認に関すること。	長官		要	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
323	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	外運搬技術基準告示第23条第1項第6号の規定による核燃料輸送物の承認に関すること。	原子力規制部長		否	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
324～ 326	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	413～ 415	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	416	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	外運搬技術基準告示第41条第6項の規定による核燃料輸送物設計承認書の変更の届出による書換えに関すること。	主管課等の長		否

(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	417	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	外運搬技術基準告示別記第9の規定による試験条件の承認に関すること。	長官		要
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	418	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	製錬事業者等における工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射能濃度についての確認等に関する規則（平成17年経済産業省令第112号。以下この表において「製錬事業者等放射能濃度確認規則」という。）第3条の2の規定による確認実施要領書の策定に関すること。	主管課等の長		否
327	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	製錬事業者等における工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射能濃度についての確認等に関する規則（平成17年経済産業省令第112号）第4条の規定による放射能濃度確認証の交付に関すること。	主管課等の長		否	419	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	製錬事業者等放射能濃度確認規則第4条の規定による確認証の交付に関すること。	主管課等の長		否
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	420	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	試験研究の用に供する原子炉等に係る放射能濃度についての確認等に関する規則（平成17年文部科学省令第49号。以下この表において「試験炉放射能濃度確認規則」という。）第3条の2の規定による確認実施要領書の策定に関すること。	主管課等の長		否

328	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	<u>試験研究の用に供する原子炉等に係る放射能濃度についての確認等に関する規則（平成17年文部科学省令第49号）第4条の規定による放射能濃度確認証の交付に関する</u> こと。	主管課等の長		否	421	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	<u>試験炉放射能濃度確認規則第4条の規定による確認証の交付に関する</u> こと。	主管課等の長		否
329	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	<u>加工施設の技術基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第6号）第2条第1項の規定による特殊な設計による施設の認可（重要なものを除く。）に関する</u> こと。	長官		要	422	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	<u>加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（昭和62年総理府令第10号）第2条第1項の規定による特殊な設計による施設の認可（重要なものを除く。）に関する</u> こと。	長官		要
330	(略)	(略)	(略)		(略)	423	(略)	(略)	(略)		(略)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	424	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	<u>実用発電用原子炉に使用する燃料体の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第7号）第3条第1項の規定による特殊な加工の認可（重要なものを除く。）に関する</u> こと。	長官		要
331	(略)	(略)	(略)		(略)	425	(略)	(略)	(略)		(略)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	426	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	<u>研究開発段階発電用原子炉に使用する燃料体の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第11号）第3条第1項の規定による特殊な加工の認可（重要なものを除く。）に関する</u> こと。	長官		要

332	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第7号）第3条第1項の規定による特殊な設計による施設の認可（重要なものを除く。）に関すること。	長官		要	427	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	試験研究の用に供する原子炉等の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（昭和62年総理府令第11号）第3条第1項の規定による特殊な設計による施設の認可（重要なものを除く。）に関すること。	長官		要
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	428	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	試験研究の用に供する原子炉等の溶接の技術基準に関する規則（昭和61年総理府令第74号）第3条第1項による特殊な方法による溶接の認可（重要なものを除く。）に関すること。	長官		要
333	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	使用済燃料貯蔵施設の技術基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第8号）第3条第1項の規定による特殊な設計による施設の認可（重要なものを除く。）に関すること。	長官		要	429	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（平成12年通商産業省令第113号）第2条第1項の規定による特殊な設計及び工事の方法による施設の認可（重要なものを除く。）に関すること。	長官		要
334	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	再処理施設の技術基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第9号）第2条第1項の規定による特殊な設計による施設の認可（重要なものを除く。）に関すること。	長官		要	430	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	再処理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（昭和62年総理府令第12号）第2条第1項の規定による特殊な設計による施設の認可（重要なものを除く。）に関すること。	長官		要

335	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第10号）第2条第1項の規定による特殊な設計による施設の認可（重要なものを除く。）に関すること。	長官		要	431	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（平成4年総理府令第4号）第2条第1項の規定による特殊な設計及び工事の方法による施設の認可（重要なものを除く。）に関すること。	長官		要
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	432	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	加工施設、再処理施設、特定廃棄物埋設施設及び特定廃棄物管理施設の溶接の技術基準に関する規則（平成12年総理府令第123号）第2条第1項による特殊な方法による溶接の認可（重要なものを除く。）に関すること。	長官		要
336	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	使用施設等の技術基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第11号）第3条第1項による特殊な設計による施設の認可（重要なものを除く。）に関すること。	長官		要	433	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	使用施設等の溶接の技術基準に関する規則（昭和61年総理府令第73号）第2条第1項による特殊な方法による溶接の認可（重要なものを除く。）に関すること。	長官		要
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	434	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室	東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第2号。以下この表において「東京電力福島第一原子炉施設規則」という。）第14条第4号の規定による確認に関すること。	原子力規制部長		否

337	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室	東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第2号。以下この表において「東京電力福島第一原子炉施設規則」という。）第14条の2第1項第2号ロ及び同条第2項の規定による措置の承認に関すること。	長官		要	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
338	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	東京電力福島第一原子炉施設規則第18条の2第1項第2号の規定による実施計画に定める発電用原子炉施設のうち使用を開始したものの性能について行う検査（検査の基本方針に係るものを除く。）に関すること。	主管課等の長	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長	否	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
339	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室	東京電力福島第一原子炉施設規則第18条の2第1項第3号の規定による保安のための措置の実施状況について行う検査（検査の基本方針に係るものを除く。）に関すること。	主管課等の長		否	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
340	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	東京電力福島第一原子炉施設規則第18条の2第1項第4号の規定による特定核燃料物質の防護のための措置の実施状況について行う検査（検査の基本方針に係るものを除く。）に関すること。	主管課等の長		否	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

341	部門（官房安全規制管理官及び部安全規制管理官に係るものに限る。）又は東京電力福島第一原子力発電所事故対策室	東京電力福島第一原子炉施設規則第18条の2第1項第5号の規定による必要な検査（検査の基本方針に係るものを除く。）に関すること。	主管課等の長		否	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
342	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	東京電力福島第一原子炉施設規則第20条第2項第1号及び第2号の規定による使用の期間及び方法の承認に関すること。	原子力規制部長	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長	否	435	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	東京電力福島第一原子炉施設規則第20条第2項第1号及び第2号の規定による使用の期間及び方法の承認に関すること。	長官	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長	要
343	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	東京電力福島第一原子炉施設規則第20条第2項第3号の規定による使用前検査の省略の指示に関すること。	原子力規制部長	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長	否	436	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	東京電力福島第一原子炉施設規則第20条第2項第3号の規定による使用前検査の省略の指示に関すること。	長官	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長	要
344	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	東京電力福島第一原子炉施設規則第22条の規定による使用前検査の検査実施要領書の策定に関すること。	主管課等の長	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長	否	437	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	東京電力福島第一原子炉施設規則第22条第1項の規定による使用前検査の検査実施要領書の策定に関すること。	主管課等の長	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長	否
345・346	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	438・439	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

347	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	東京電力福島第一原子炉施設規則第28条第1項第1号の規定による承認に関すること。	原子力規制部長	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長	否	440	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	東京電力福島第一原子炉施設規則第28条第1項第1号の規定による承認に関すること。	長官	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長	要
348	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	東京電力福島第一原子炉施設規則第28条第2項第1号の規定による溶接検査の省略の指示に関すること。	原子力規制部長	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長	否	441	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	東京電力福島第一原子炉施設規則第28条第2項第1号の規定による溶接検査の省略の指示に関すること。	長官	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長	要
349	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	東京電力福島第一原子炉施設規則第31条の規定による溶接検査又は輸入溶接検査の検査実施要領書の策定に関すること。	主管課等の長	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長	否	442	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	東京電力福島第一原子炉施設規則第31条第1項の規定による溶接検査又は輸入溶接検査の検査実施要領書の策定に関すること。	主管課等の長	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長	否
350・351	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	443・444	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	445	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	東京電力福島第一原子炉施設規則第35条第3項第1号及び第2号の規定による施設定期検査の時期変更の承認に関すること。	長官	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長	要

(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	446	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	東京電力福島第一原子炉施設規則第37条第1項の規定による施設定期検査の検査実施要領書の策定に関すること。	主管課等の長	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長	否
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	447	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	東京電力福島第一原子炉施設規則第39条の規定による施設定期検査の終了（特定原子力施設に係る重要な工事をした場合における初回の検査に係るものを除く。）に関すること。	原子力規制部長	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長	否
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	448	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	東京電力福島第一原子炉施設規則第39条の規定による施設定期検査終了証の交付に関すること。	主管課等の長	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長	否
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	449	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室	東京電力福島第一原子炉施設規則第40条第1項の規定による保安検査（検査の基本方針、検査項目の大幅な追加又は変更があった場合における初回の検査に係るものを除く。）に関すること。	主管課等の長	部安全規制管理官	否
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	450	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室	東京電力福島第一原子炉施設規則第40条第2項の規定による必要と認める保安検査の実施に関すること。	長官	部安全規制管理官	要

(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	451	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	東京電力福島第一原子炉施設規則第41条の規定による特定核燃料物質の防護のための措置に係る検査（検査の基本方針、検査項目の大幅な追加又は変更があった場合における初回の検査に係るものを除く。）に関すること。	主管課等の長		否
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	452	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室	東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関して必要な事項を定める告示（平成25年原子力規制委員会告示第3号）第13条第2項及び第3項の規定による基準の確認に係る通知及び公表に関すること。	主管課等の長		否
352	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第15号。以下「改正法」という。）附則第4条第2項の規定による届出の写しの経済産業大臣への送付に関すること。	主管課等の長		否	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
353	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	改正法附則第5条第1項から第7項までにおいて準用する第4条第2項の規定による届出の写しの経済産業大臣等への送付に関すること。	主管課等の長		否	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(2) 電気事業法（昭和39年法律第170号）関係						(2) 電気事業法（昭和39年法律第170号）関係					

事項番号	主管課等	専決事項	専決者	合議者	委員会への報告の要否
1～11	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
12	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	電事法第107条第1項の規定による立入検査（検査の適正な遂行のために直ちに立ち入る必要があるものであって、あらかじめ委員会がその業務のための内部規範を決定したものに限る。）に関する事	原子力規制部長		否
13・14	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
15	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子力発電工作物保安命令第18条第1号又は第3号の規定による電気工作物の使用の期間及び方法の承認に関する事	原子力規制部長		否
16	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子力発電工作物保安命令第18条第4号の規定による使用前検査の省略の指示に関する事	原子力規制部長		否
17・18	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
19	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	発電用原子力設備に関する技術基準を定める命令（昭和40年通商産業省令第62号）第3条第1項の規定による特殊な設計による施設の認可（重要なものを除く。）に関する事	長官		要

事項番号	主管課等	専決事項	専決者	合議者	委員会への報告の要否
1～11	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
12	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	電事法第107条第1項の規定による立入検査（検査の適正な遂行のためにただちに立ち入る必要があるものであって、あらかじめ委員会がその業務のための内部規範を決定したものに限る。）に関する事	原子力規制部長		否
13・14	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
15	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子力発電工作物保安命令第18条第1号又は第3号の規定による電気工作物の使用の期間及び方法の承認に関する事	長官		要
16	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子力発電工作物保安命令第18条第4号の規定による使用前検査の省略の指示に関する事	長官		要
17・18	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
19	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令（昭和40年通商産業省令第62号）第3条第1項の規定による特殊な設計による施設の認可（重要なものを除く。）に関する事	長官		要

(様式第 1 1)

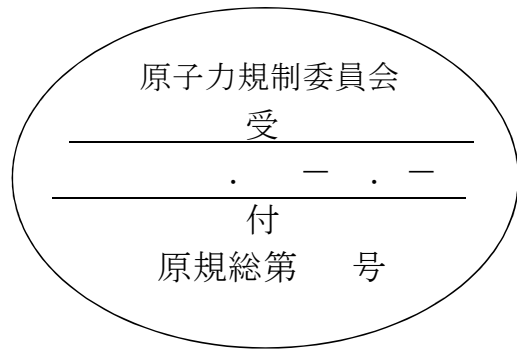
使 送 伝 票	
宛 名	府・省 局 課 庁 部
文書件名 又は番号	
発信者名	原子力規制庁 課
送付月日	年 月 日
受領印	
原子力規制委員会	

(様式第 1 1)

使 送 伝 票	
宛 名	府・省 局 課 庁 部
文書件名 又は番号	
発信者名	原子力規制庁 課
送付月日	平成 年 月 日
受領印	
原子力規制委員会	

(様式第 13)

原子力規制委員会受付印



(様式第 13)

原子力規制委員会受付印

